

社 会

(公民的分野)

発行者			教科書の記号・番号	判型 総ページ数	検定済年
番号	名称	略称			
2	東京書籍	東 書◆	公民 901	A B 262	令和2年
17	教育出版	教 出◆	公民 902	A B 272	
46	帝国書院	帝 国◆	公民 903	A B 246	
116	日本文教出版	日 文◆	公民 904	A B 264	
225	自由社	自由社	公民 905	A B 256	
227	育鵬社	育鵬社	公民 906	A 4 256	

※「発行者 略称」欄にある◆は、「学習者用デジタル教科書」（学校教育法第34条第2項に規定する教材）の発行予定があることを示しています。

1 調査の対象となる教科書の冊数と発行者

冊数	発行者の略称
6冊	東書、教出、帝国、日文、自由社、育鵬社

2 学習指導要領における教科・分野の目標等

【社会科の目標】

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

【公民的分野の目標】

現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し、民主主義、民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動との関わり、現代の社会生活及び国際関係などについて、個人と社会との関わりを中心に理解を深めるとともに、諸資料から現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を現代の社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察したり、現代社会に見られる課題について公正に判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 現代の社会的事象について、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

【参考・中学校学習指導要領解説 社会編 より】

(2) 各分野の改訂の要点

〔公民的分野〕

公民的分野における改訂の要点は、主に次の6点である。

ア 現代社会の特色、文化の継承と創造の意義に関する学習の一層の重視

現代日本の社会に対する関心を高め、以後の学習のより一層の理解を図るため、現代社会の特色についての学習、伝統や文化に関する学習、宗教に関する一般的な教養について、次のような内容の改善を図った。

- (ア) 内容のAの「(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色」において、現代日本の社会の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などが見られること、これらが現在と将来の政治・経済・国際社会に与える影響について多面的・多角的に考察し、表現できるようにした。その際、情報化については、人工知能の急速な進化等による産業や社会

の構造的な変化などと関連付けたり、災害時における防災情報の発信・活用などの具体的事例を取り上げたりすることとした。

(イ) さらに同じ中項目において、現代社会における文化の意義や影響について理解できるようにするとともに、我が国の伝統と文化を扱い、文化の継承と創造の意義について多面的・多角的に考察し、表現できるようにした。

(ウ) 内容のDの「(1) 世界平和と人類の福祉の増大」で、国際社会における文化や宗教の多様性について取り上げることとした。

イ 現代社会を捉える枠組みを養う学習の一層の充実

今回の学習指導要領改訂では、「社会的な見方・考え方」については分野の特質を踏まえてその名称などが整理され、公民的分野においては「現代社会の見方・考え方」と示された。内容のAの「(2) 現代社会を捉える枠組み」で、従前に引き続き、現代社会を捉え、多面的・多角的に考察、構想する際に働かせる概念的な枠組みの基礎として、対立と合意、効率と公正などを取り上げ、現代社会を捉える枠組みを養う学習の一層の充実を図った。

ウ 現代社会の見方・考え方を働かせる学習の一層の充実

内容のAの「(2) 現代社会を捉える枠組み」を以後の大項目の学習に生かすとともに、経済、政治、国際社会に関わる現代の社会的事象について考察、構想したり、その過程や結果を適切に表現したりする際に働かせる視点（概念など）として、「分業と交換、希少性など」、「個人の尊重と法の支配、民主主義など」、「協調、持続可能性など」を新たに示し、課題の特質に応じた視点（概念など）に着目して考察したり、よりよい社会の構築に向けて、その課題の解決のための選択・判断に資する概念などを関連付けて構想したりするなど、現代社会の見方・考え方を働かせる学習の一層の充実を図った。

エ 社会に見られる課題を把握したり、その解決に向けて考察、構想したりする学習の重視

社会に見られる課題を把握したり、その解決に向けて考察、構想したりする学習については次のように改善を図った。

(ア) 内容のAの「(2) 現代社会を捉える枠組み」では、社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現できるようにした。

(イ) 内容のBの「(1) 市場の働きと経済」では、個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現できるようにした。その際、起業について触れるとともに、経済活動や起業などを支える金融などの働きについて取り扱うこととした。また、社会生活における職業の意義と役割について多面的・多角的に考察し、表現できるようにした。その際、仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても触れることとした。

(ウ) 内容のBの「(2) 国民の生活と政府の役割」では、少子高齢社会における社会保障の意義について理解できるようにした。また、財政及び租税の役割について、財源の確保と配分という観点から、財政の状況や少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて多面的・多角的に考察し、表現できるようにした。

(エ) 内容のCの「(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」で、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現できるようにした。

(オ) 内容のCの「(2) 民主政治と政治参加」で、民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにした。

オ 国家間の相互の主権の尊重と協力、国家主権、国連における持続可能な開発のための取組に関する学習の重視

内容のDの「(1) 世界平和と人類の福祉の増大」で、世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解できるようにした。その際、領土（領海、領空を含む。）と国家主権を関連させて取り扱ったり、国際連合における持続可能な開発のための取組についても触れたりして、基本的な事項を

理解できるようにした。

カ 課題の探究を通して社会の形成に参画する態度を養うことの一層の重視

内容のDの「(2) よりよい社会を目指して」で、持続可能な社会を形成することに向けて、社会的な見方・考え方を働かせて課題を探究し、自分の考えを説明、論述できるようにした。この中項目は、従前に引き続き社会科のまとめという位置付けとし、公民的分野はもとより、地理的分野、歴史的分野などの学習の成果を生かし、これからのよりよい社会の形成に主体的に参画する態度を養うこととした。

また、この中項目における学習活動も含め、分野全体を通して、課題の解決に向けて習得した知識を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察、構想したことを説明したり、論拠を基に自分の意見を説明、論述したりすることにより、「思考力、判断力、表現力等」を養うこととし、言語活動に関わる学習を一層重視した。

3 教科書の調査研究

(1) 内容

ア 調査研究の総括表（調査結果は「別紙1」）

調査研究項目（調査研究の対象）	対象の根拠（目標等）	数値データの単位
a 大項目別のページ数、割合	教科・目標	ページ数、%
b 自由・権利について記述している箇所数	公民・目標(1)	箇所
c 責任・義務について記述している箇所数	公民・目標(1)	箇所
d 法律・条例の名称を取り上げている箇所数	公民・内容C 公民・改訂の要点 イウエ	箇所
e 制度や仕組みの名称を取り上げている箇所数	公民・内容C 公民・改訂の要点 イウエ	箇所
f 現代社会における具体的な事実（事件）や課題を取り上げている箇所数	公民・目標(2) 公民・改訂の要点 ア～カ	箇所
g 宗教や伝統文化について取り上げている箇所数	公民・内容D 公民・改訂の要点 ア	箇所
h 発展的な内容を取り上げている箇所数	学習指導要領総則	箇所

イ 調査項目の具体的な内容（調査結果は「別紙2」）

① 調査項目の具体的な内容の対象とした事項

調査研究項目のb～hとの関連で、次の事項について具体的に調査研究する。

b 自由・権利について記述している内容（別紙2-1）

c 責任・義務について記述している内容（別紙2-2）

g 宗教や伝統文化について取り上げている内容（別紙2-3）

h 発展的な内容の扱い

< 調査の結果、hについては記載の無いことを確認した。 >

<その他>

* 1 我が国の位置と領土をめぐる問題の扱い（別紙2-4）

* 2 国旗・国歌の扱い（別紙2-5）

* 3 神話や伝承を知り、日本文化や伝統に関心をもたせる資料（別紙2-6）

* 4 北朝鮮による拉致問題の扱い（別紙2-7）

* 5 防災や、自然災害時における関係機関の役割等の扱い（別紙2-8）

* 6 一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い（別紙2-9）

* 7 オリンピック・パラリンピックの扱い（別紙2-10）

② 調査項目を設定した理由等

- ・ 自由と権利及び責任と義務については、個人の尊厳と人権の尊重の意義や民主主義に関する理解を深めるために、公民的分野の学習においては、自由及び権利（基本的人権を含む）を取り上げているが、国内外における人権を取り巻く動向等によりその扱い方には各社によって違いがみられることが多い。したがって、このことについて記述されている箇所数を調査する。
(b、c)
- ・ 宗教や伝統文化については、伝統や文化に関する学習や宗教に関する一般的な教養についての内容の改善が図られたことを受け、国際社会における文化や宗教の多様性について記述されている箇所数を調査する。(g)
- ・ 発展的な内容については、学習指導要領第1章総則「第2 教育課程の編成 3 教育課程の編成における共通の事項 (1) 内容等の取扱い イ」において、「学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。」と示されている。また、(3)「指導計画の作成等に当たっての配慮事項 イ」では、「各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること」と示されている。これらのことから、発展的な内容の扱いの有無、取り上げている内容の具体的な学習の内容について調査する。
(h)
- ・ 我が国の位置と領土をめぐる問題については、学習指導要領に基づき、これらの問題を正しく理解できるようにするため、その扱いについて調査する。(*1)
- ・ 国旗・国歌については、学習指導要領に基づき、国旗・国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることが大切であることから、その扱いについて調査する。
(*2)
- ・ 神話や伝承を知り、日本文化や伝統に関心をもたせる資料については、学習指導要領の内容「現代社会における文化の意義や影響を理解させるとともに、我が国の伝統と文化に関心をもたせ、文化の継承と創造の意義に気付かせる」とあることから、生徒に興味や関心をもたせることのできる資料について調査する。(*3)
- ・ 東京都教育委員会は、教育目標の基本方針1として「人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成」を掲げ人権教育を推進してきた観点から、児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解できるようにするため、北朝鮮による拉致問題の扱いについて調査する。(*4)
- ・ 東京都では、自然災害における被害を最小化し、首都機能の迅速な復旧を図る総合的なリスクマネジメント方策の確立が喫緊の課題であり、防災教育の普及等により地域の防災力の向上が重要であることから、防災や自然災害における関係機関の役割等について考察させることを通じて、これらの問題を正しく理解できるようにするため、防災や、自然災害時における関係機関の役割等の扱いについて調査する。(*5)
- ・ 学習指導要領に基づき、環境にかかる諸問題を考察させることを通じて、これらの問題を正しく理解できるようにするため、一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱いについて調査する。(*6)
- ・ 東京都教育委員会教育目標の基本方針2・3に基づき、文化・スポーツに親しみ、国際社会に貢献できる日本人を育成するという観点から、オリンピック・パラリンピックの扱いについて調査する。(*7)

③ 調査研究の方法

- b 自由及び権利について記述している部分を抽出し、大項目「私たちと現代社会」、「私たちと経済」、「私たちと政治」、「私たちと国際社会の諸課題」に整理する。
- c 責任・義務についても同様に行う。
- g 宗教や伝統文化についても同様に行う。
- h 発展的な内容については、義務教育諸学校教科用図書検定基準第2章2(16)に基づき、発展的な学習内容以外のものと区別して、発展的な学習内容であることが明示されているものを整理する。

<その他>

- * 1 我が国の位置と領土をめぐる問題の扱いについて、北方領土、竹島、尖閣諸島等に関する項目及び記述の概要を調査する。
- * 2 国旗・国歌について取り上げている項目及び記述の概要を調査する。
- * 3 神話や伝承について取り上げている項目及び資料の概要を調査する。
- * 4 北朝鮮による拉致問題について取り上げている項目及び記述の概要を調査する。
- * 5 防災や、自然災害時における関係機関の役割等について取り上げている項目及び記述の内容を調査する。
- * 6 一次エネルギーや再生可能エネルギーについて取り上げている項目及び記述の概要を調査する。
- * 7 オリンピック・パラリンピックについて取り上げている項目及び記述の概要を調査する。

(2) 構成上の工夫（調査結果は「別紙3」）

以下の観点により、箇条書きで記述する。

- ア 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた工夫
- イ ユニバーサルデザインの視点
- ウ デジタルコンテンツの扱い

「別紙1」 【(1) 内容ア 調査研究の総括表】 (中学校 社会 公民的分野)

項目	a 大項目別のページ数、割合				b 自由・権利について記述している箇所数				c 責任・義務について記述している箇所数				d 法律・条例の名称を取り上げている箇所数							
	私 たちと現 代社会	私 たちと経 済	私 たちと政 治	諸私 課題と 国際社会 の	計	私 たちと現 代社会	私 たちと経 済	私 たちと政 治	諸私 課題と 国際社会 の	計	私 たちと現 代社会	私 たちと経 済	私 たちと政 治	諸私 課題と 国際社会 の	計					
発行者																				
東書	31 14.6%	52 24.4%	90 42.3%	40 18.8%	213	6	16	101	13	136	1	7	13	6	27					
教出	26 11.6%	64 28.6%	90 40.2%	44 19.6%	224	1	19	99	14	133	1	9	15	4	29					
帝国	26 12.4%	64 30.5%	80 38.1%	40 19.0%	210	2	12	104	13	131	1	10	19	6	36					
日文	28 13.0%	54 25.0%	88 40.7%	46 21.3%	216	4	11	116	16	147	1	12	16	5	34					
自由社	42 18.8%	44 19.6%	78 34.8%	60 26.8%	224	27	11	104	50	192	4	3	24	11	42					
育鵬社	28 13.8%	52 25.6%	80 39.4%	43 21.2%	203	7	11	98	21	137	4	12	24	4	44					
平均値	30.2	55.0	84.3	45.5	215.0	7.8	13.3	103.7	21.2	146.0	2.0	8.8	18.5	6.0	35.3					
																1.8	18.2	42.5	3.7	66.2

a 「大項目別のページ数、割合」については、各社の教科書の目次から各項目のページ数を算出した。
 b 「自由・権利について記述している箇所数」については、大項目別に、自由・権利について記述している用語又は箇所数を数えた。
 c 「責任・義務について記述している箇所数」については、大項目別に、責任・義務について記述している用語又は箇所数を数えた。
 d 「法律・条例の名称を取り上げている箇所数」については、大項目別に、法律・条例について記述している用語又は箇所数を数えた。

「別紙1」 【(1) 内容 ア 調査研究の総括表】 (中学校 社会 公民的分野)

項目	e 制度や仕組みの名称を取り上げている箇所数					f 現代社会における具体的な事実(事件)や課題を取り上げている箇所数					g 宗教や伝統文化について取り上げている箇所数					h 発展的な内容をとり上げている箇所数
	私 たちと 現代 社会	私 たちと 経済	私 たちと 政治	私 たちと 国際 社会 の	合 計	私 たちと 現代 社会	私 たちと 経済	私 たちと 政治	私 たちと 国際 社会 の	合 計	私 たちと 現代 社会	私 たちと 経済	私 たちと 政治	私 たちと 国際 社会 の	合 計	
発行者																
東書	7	29	54	27	117	28	23	64	35	150	37	3	11	13	64	0
教出	2	45	65	17	129	11	38	54	47	150	64	3	9	13	89	0
帝国	5	34	54	23	116	17	22	40	33	112	39	0	4	3	46	0
日文	5	42	67	22	136	18	28	50	46	142	54	0	4	16	74	0
自由社	12	37	78	27	154	10	16	34	42	102	18	0	24	8	50	0
育鵬社	11	54	95	40	200	17	25	44	37	123	118	2	24	24	168	0
平均値	7.0	40.2	68.8	26.0	142.0	16.8	25.3	47.7	40.0	129.8	55.0	1.3	12.7	12.8	81.8	0.0

e 「制度や仕組みの名称を取り上げている箇所数」については、大項目別に、制度や仕組みの名称について記述している用語又は箇所数を数えた。

f 「現代社会における具体的な事実(事件)や課題を取り上げている箇所数」については、大項目別に、現代社会における具体的な事実(事件)や課題について記述している箇所数を数えた。

g 「宗教や伝統文化について取り上げている箇所数」については、大項目別に、宗教や伝統文化について記述している箇所数を数えた。

具体的な内容	
<p>現私 代た 社ち 会と</p> <p>人権 人権侵害 女性の権利</p> <p>労働者の権利 契約自由 消費者主権 消費者の四つの権利</p> <p>夫婦が同等の権利 財産権 人々に保障された権利</p> <p>安全を求められる権利 知らされる権利 選択する権利 意見を反映させる権利</p> <p>永久の権利 個人として尊重されながら成長する権利 意見を表明する権利 生きる権利 守られる権利 育つ権利 参加する権利 子どもの権利 考えることや信じることの自由 福祉を等しく保障される権利 平等なあつかいを受ける権利 在日韓国・朝鮮人の人権 精神の自由 身体の自由 経済活動の自由 思想・良心の自由 信教の自由 集会・結社・表現の自由 学問の自由 奴隷的拘束・苦役からの自由 居住・移転・職業選択の自由 財産権 生存権 教育を受ける権利 勤労の権利 労働基本権</p> <p>国民主権 基本的人権 人権 日本国憲法が保障する権利 信仰の自由 自由権 平等権 普通選挙権 社会権 抵抗権 人民主権 自由で平等な権利 政治権力 天皇主権 臣民の権利 国民の権利 立法権 行政権 司法権 統帥権 主権 統治権 交戦権 自衛権 集団的自衛権 参政権</p> <p>消費者の権利 株主総会に出席して議決に参加する権利 利潤の一部を配当として受け取る権利 株主の権利 豊かに生きる権利 団結権 団体交渉権 団体行動権 外国人参政権 選挙権 被選挙権 請願権 請求権 裁判を受ける権利 違憲審査権 国家賠償請求権 刑事補償請求権 公務員の選定・罷免権 国民審査権 住民投票権 国民投票権 新しい人権 幸福追求権 日照権 環境権 自己決定権 知る権利 プライバシーの権利 肖像権 著作権</p> <p>電気とガスの小売りが自由化 貿易の自由化 生存権 健康で安全な生活を送る権利 知的財産権 平和に生活する権利 尊厳を持ってあつかわれる権利 均等な機会を得る権利 先住民の権利 独裁権 政権 連立政権 報道(表現)の自由 歳費を受ける権利 国会議員のさまざまな権利 不逮捕特権 免責特権 国政調査権 許認可権 所有権 黙秘権 公平で速やかな公開された裁判を受ける権利 弁護人をたのむ権利 被疑者・被告人の権利 国権 地方分権 直接請求権</p> <p>人権 豊かになる権利 信教の自由 イスラム政権</p>	<p>拒否権 貿易の自由化 自由貿易</p> <p>財産資源を開発する権利 領有権 漁業管轄権</p>
<p>私 と た ち 経 済</p> <p>私たちと政治</p>	<p>私 と た ち と 政 治</p>
<p>課 題 私 た ち と 社 会 の 諸 國</p>	<p>私 と た ち と 政 治</p>

		具体的な内容	
私と社会 と経済	企業の自由な活動	意見を反映させる権利 消費者の安全と権利 議決権 働く人の権利	株主の権利 生存権 著作権 自由な経済活動 貿易の自由化 忘れられる権利 生きる権利 育つ権利 守られる権利 参加する権利 すべての子どもたちが人間らしく生きるために必要な権利 子どもたちの人権 自衛権 平和的生存権 集団的自衛権 国家権力 立法権 行政権 国民の権利 自由民権運動 18歳選挙権 政権 国権 国政調査権 不逮捕特権 発言・表決の免責特権 電力の小売り全面自由化 弁護人を依頼する権利 白だけの証拠では有罪とされない権利 中学生の人権 違憲立法審査権 (法令審査権・違憲審査権) 解散権 女性の権利 人権
	私と政治	国民主権 基本的人権 市民の権利 政治権力 法律の停止権 法律の執行停止権 造物主によって一定の奪うことのできない権利 法的権利 人権 身体的自由 人民主権 生まれながらにして自由で平等である権利 社会権 臣民の権利 選挙権 統帥権 女性のいろいろな権利 自由権 交戦権 司法権 配偶者の選択 (の権利) 妊婦が国から補助される権利 主権 請求権 自衛権 主権 主権国家 個人の権利	団結権 団体交渉権 団体行動権 労働三権 人権尊重 配当とかたかちで受け取る権利 団結権 団体交渉権 団体行動権 (争議権) 労働基本権 (労働三権) 公務員の選定・罷免権 被選挙権 国民投票権 国民審査権 住民投票権 直接請求権 請願権 裁判を受ける権利 国家賠償請求権 刑事補償請求権 個人として尊重される権利 営業の自由 新しい人権 環境権 知る権利 日照権 プライバシーの権利 自己決定権 嫌煙権 患者の権利 国連軍を組織し、動かす権限 関税の自由化 自由貿易 言論の自由
課題 の 諸	私と政治	公海 の自由 侵略 されない権利 領有権 拒否権	労働者の権利 (労働者の権利) 公海 の自由 侵略 されない権利 領有権 拒否権

具体的な内容	
私と経済 私 私と経済	ほかの人の権利 互いの権利 消費者の権利 契約自由 消費者の四つの権利 安全を求める権利 国民主権 基本的人権 権力 国家権力 人権侵害 少数の人の権利 主権 人権 理由なく逮捕されない権利 教育を受ける権利 天賦の権利 貴族の権利 教育や社会保障を受ける権利 普遍的な権利 弱い立場の人の権利 永久の権利 統治権 行政権 臣民の権利 人権保障 司法権 統帥権 国民の権利 立法権 主権者
私たちと政治 私たちと政治	知らされる権利 選ぶ権利 意見を聞いてもらう権利 電気・ガス会社を選択できる「自由化」 集団的自衛権 個別的自衛権 交戦権 平和的生存権 生命・自由への権利 個人の自由 適正な手続きなしに刑罰を受けない権利 憲法上の権利保障 奴隷的拘束および苦役からの自由 公務員の選定・罷免の権利 選挙権 刑事被告人の権利 居住・移転および職業選択の自由 刑事補償請求権 集会・結社・表現の自由 住民投票権 国民審査権 国民投票権 自由権 思想・良心の自由 信教の自由 学問の自由 精神活動の自由 財産権 経済活動の自由 拒否権 集団的自衛権 豊かな生活を實現する権利 人権侵害 労働者の権利
私たちと政治 私たちと政治	労働者の権利 労働基本権 (労働三権) 人権侵害 生存権 生命・身体の自由 知的財産権 商標権 特許権 著作権 意匠権 実用新案権 平等権 法的な権利 女性の権利 外国人の参政権 参政権 地方参政権 社会権 生存権 勤労の権利 団結権 団体交渉権 団体行動権 労働基本権 (労働三権) 被選挙権 人権を守るための権利 選挙で投票する権利 政治に参加する権利 国務請求権 女性が教育を受ける権利 子どもが教育を受ける権利 基本的人権
私たちと政治 私たちと政治	請願権 国家賠償請求権 裁判を受ける権利 18歳選挙権 プライバシーの権利 情報の公開を求める権利 知る権利 幸福追求権 国会議員を選挙する権利 自己決定権 環境権 日照権 新しい権利 所有権 違憲審査権 道路法 道路運送車両法 道路交通法 内閣不信任決議を行う権利 国政調査権 不逮捕特権 免責特権 法案拒否権 財政権 許認可権 弁護士 (弁護士) を頼む権利 黙秘権 被疑者や被告人の人権 直接請求権

具体的な内容	
<p>社と私 会社 たち 代表</p> <p>と私 経済 たち</p>	<p>表現の自由 個人の選択する自由 契約を一方的に取り消す権利 消費者の権利 消費者主権 少数の人たちの権利 基本的人権 人権保障 政治権力 権力分立 国権 司法権 統治権 統帥権 主権 天皇主権 臣民の権利 国民主権 人民主権 天賦の権利 人権 永久の権利 人権の保障を実現するための権利 個人の経済的自由 子どもの人権 女性の人権 国に人権侵害をやめるように言える権利 自由権 精神の自由 経済活動の自由 契約自由の原則 思想・良心の自由 信教の自由 集会・結社・表現の自由 学問の自由 人権侵害 子どもの人権 国家主権 主権</p>
<p>たがいの権利 契約を結ばない自由 株主総会に参加する権利 自由貿易 契約自由の原則 奴隷的拘束・苦役からの自由 居住・移転・職業選択の自由 財産権 生命・身体 知的財産権 著作権 特許権 実用新案権 意匠権 言論・出版・集会などの自由 平等権 地域の重要なことに投票する権利 社会権 生存権 教育を受ける権利 労働の権利 労働基本権(労働三権) 団結権 団体交渉権 団体行動権(争議権) 参政権 選挙権 被選挙権 請願権 請求権 公務員の選定・罷免権 国家賠償請求権 裁判を受ける権利 刑事補償請求権 他人の権利 公海自由 基本的人権 領有権 鉱産資源を利用する権利</p>	<p>職業選択の自由 生存権 集団的自衛権 国民の生命、自由および幸福追求の権利 個別的自衛権 施政権 行政権 人権保障 政権 歳費を受ける権利 不逮捕特権 発言・裁決の免責特権 国会議員の権利 国政調査権 大統領不信任の決議権 幸福追求権 違憲審査権 在外邦人選挙権 黙秘権 迅速な公開裁判を受ける権利 弁護人を依頼する権利 理由なく、かつ弁護人に依頼する権利 立法権 執行権 衆議院解散権 再議権 直接請求権 水道事業の運営権</p>
<p>私 たち と 政治</p>	<p>労働者の権利 働く権利 人権侵害 新しい人権 知る権利 プライバシーの権利 自己情報コントロール権 忘れられる権利 肖像権 環境権 日照権 個人の人権 自己決定権 女性の参政権 障がいのある人の人権 生きる権利 育つ権利 守られる権利 参加する権利 移民労働者の権利 18歳未満の子どもの権利 人権問題 営業の自由 投票権 15歳の権利 親権 子の監護及び教育をする権利 親は子どもを保護・監督する権利 交戦権 自衛権 防衛出動等の承認権 人権 拒否権 労働者の権利 被害者の人権</p>
<p>私 たち と 国際 問題</p>	<p>国家権力 表現の自由 選挙権 有権者</p>

具体的な内容	
<p>自由貿易 自由な経済取引 自由主義 移動の自由 主権国家 著作権 天然資源を採取する権利</p>	<p>居所指定権 親権 懲戒権 職業許可権 財産管理権 支配権 個人の自由や権利 独裁政権 自由主義経済 電力自由化 自衛戦力を保持する権利 新しい権利 憲法制定権 国家主権 奴隷的拘束及び苦役からの自由 公務員の選定・罷免権 不当な逮捕からの自由 裁判請求権 憲法改正の承認権 自由権 身体の自由 自由民権運動 思想・良心の自由 信教の自由 学問の自由 精神の自由 集会・結社・表現の自由 居住・移転・職業の自由 経済活動の自由 旅行の自由 外国移住の自由 無国籍になる自由 所有権 知的財産権 営業権 公権力</p>
<p>自由貿易 自由な経済取引 自由主義 移動の自由 主権国家 著作権 天然資源を採取する権利</p>	<p>自分の利益や権利 国民主権 参政権 主権者 精神活動の自由 経済活動の自由 自由権 自由貿易 団結権 団体交渉権 自由な競争 財産権 債権 社会権 権利の平等 特権 生存権 教育を受ける権利 団結権 団体交渉権 団体行動権 団体の権利 勤労基本権 (労働三権) 労働基本権 (労働三権) 日本国民固有の権利 地方選挙権 外国人参政権 環境権 生命、自由及び幸福追求の権利 自分自身の生き方を決定する権利 報道の自由 知られない権利 知る権利 プライバシーの権利 選挙権 被選挙権 有権者</p>
<p>私 たちと現代社</p>	<p>自由民主主義 裁判を受ける権利 自由意思 他者の権利 自由意志 決まりで定められた権利</p>
<p>私 たちと政治</p>	<p>団体行動権または争議権 健康で文化的な生活を営む権利 公民権運動 参政権 女子参政権 賠償請求権 刑事補償請求権 男子普通選挙権 裁判を受ける権利 請願権 請求権 国権 自衛権 交戦権 内閣不信任決議権 衆議院解散権 最高決定権 政権 国会議員の特権 国政調査権 内閣総理大臣の指名権 自衛隊の最高指揮・監督権 許認可権 立法について事実上の決定権 違憲立法審査権 迅速な公開裁判を受ける権利 被疑者の人権 直接請求権</p>

<p>私 たちと国際社会の諸課題</p>	<p>公海自由 国家主権 主権国家 領土不可侵の権利 自衛権 主権 <small>天然資源(漁業資源や鉱産資源など)を、独占的に採取する権利</small> 個別的自衛権 集団的自衛権 領土主権 内政に干渉されない権利 領有権 経済的権利</p> <p>沖ノ鳥島に関するわが国の権利 アメリカ市民権 海洋主権 漁業管轄権 国の存続と発展を目指す権利 貿易の自由化 拒否権 表現、思想、言論の自由 自由民主主義 人権 経営権 漁業権 石油利権</p> <p>具体的な内容</p> <p>地域覇権 政権 人権侵害 政治に参加する権利 公民権 少数民族の人権 選挙権 被選挙権 公務員として任用される権利 近隣諸国の人権問題 言論・結社の自由 人権弾圧 民族の自治権</p> <p>信仰の自由 人権報告書 指揮権 生命の権利 身体の自由 表現の自由 移動の自由 日本国内の基地を使用する権利 幸福追求の権利 交戦権 被選挙権</p>
--------------------------	---

		具体的な内容	
私と会社代表者	貿易の自由化 著作権	社会及び国の保護を受ける権利 サービス、投資の自由化	表現の自由 忘れられる権利
私と経済者	自由な売買 消費者の権利 消費者の四つの権利	消費者主権 契約自由 自由主義経済	所有権 株主の権利 議決権
私と政治	国民主権 基本的人権 国民の権利 政治権力 権利侵害 権利保障 統治権 主権者 主権 人民主権 人権 交戦権 自衛権 集団的自衛権 個別自衛権 投票権 自由権 思想・良心の自由 信教の自由 集会・結社・表現の自由 学問の自由 精神の自由 奴隷的拘束・苦役からの自由 居住・移転と職業選択などの自由 財産権	著作権 人身(身体)の自由 経済活動の自由 特権 平等権 公務員になる権利 地方選挙権 社会権 生存権 教育を受ける権利 外国人の社会権 勤労権 団結権 団体交渉権 団体行動権 労働基本権(労働三権) 参政権 被選挙権 国家賠償請求権 刑事補償請求権 国民固有の権利 婦人参政権 選挙権 請願権 裁判を受ける権利	請求権 外国人参政権 EU市民権 主権者教育 新しい人権(知的財産権) 知的財産権(知的所有権) プライバシーの権利 自己決定権 さまざまな情報を受け取る権利 知る権利 環境権 幸福追求権 日照権 眺望権 嫌煙権(たばこの煙を拒否する権利) 情報公開請求権 国家主権 黒人の人権 公民権運動 世界の人権問題 宗教の自由 行政権 立法権 司法権 政権 領有権 行政権 施政権 人権活動家 長期政権 一国一票の権利
私と諸課題	全面自由化 貿易自由化 主権 主権国家 独立の権利 他国と対等である権利	公海自由 国家主権 国家の権利 外交使節の特権 人権侵害 主権侵害	拒否権 自由貿易 貿易の自由化

発行者	私たちと現代社会 決まりを守る責任や義務	私たちと経済	私たちと政治	私たちと国際社会の諸課題
東 書	<p>契約を守る義務 企業の責任 国や地方公共団体の義務 環境への配慮を心がける責任 企業の社会的責任 (CSR) 有限責任 自分の責任</p>	<p>契約を守る義務 消費者としての責任 無限責任 有限責任 企業の社会的責任 (CSR) 返す義務 企業や政府の責任 住民の意見を聞くことが義務 つくる責任</p>	<p>兵役の義務 国の責務 公共の福祉のために利用する責任 国民の義務 普通教育を受けさせる義務 納税の義務 環境アセスメント (環境影響評価) も義務 法的な責任 個人情報保護を厳重に管理する義務 個人の責務</p>	<p>つくる責任 安理の決定には従う義務 総会の決定に従う義務 温室効果ガスの排出量の削減義務 目標の策定、報告、見直しを義務 宗教的な義務</p>
教 出	<p>責任や義務</p>	<p>セクシャル・ハラスメント防止を義務 国の責任 (被害の拡大を防止しなかったことについての責任) 国民としての責任と義務 国民の三大義務 普通教育を受けさせる義務 納税の義務 削除を行うことが義務 共同して対処する義務 政治資金に関する情報の公開義務</p>	<p>セクシャル・ハラスメント防止を義務 国の責任 (被害の拡大を防止しなかったことについての責任) 国民としての責任と義務 国民の三大義務 普通教育を受けさせる義務 納税の義務 削除を行うことが義務 共同して対処する義務 政治資金に関する情報の公開義務</p>	<p>核を保有する国の責任 先進国の温室効果ガスの削減義務 途上国に削減義務 つくる責任 つかう責任</p>
帝 国	<p>責任や義務</p>	<p>契約を守り、実行する責任 引き取り義務 支払う義務 義務と権利 高年齢者の雇用義務 仕事上の社会的責任 投資家に対する責任 投資家に正しく報告する義務 国際社会への責任</p>	<p>人や地方公共団体の義務 人間らしい生活ができない人を支える義務 普通教育を受けさせる義務 公共の福祉のために利用する責任 納税の義務 国民の義務 権利や義務 権力の濫用を防ぐ最終的な責任 憲法を尊重し擁護する義務 政党交付金の使いみちの報告義務 大きな責任 行政全体に責任 内閣の最高責任者</p>	<p>提示することが義務 国際社会の責任 温室効果ガスの削減義務 地球温暖化の責任 電気の買い取りを義務 つくる責任 つかう責任</p>

別紙2-2【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 c 責任・義務について記述している内容】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	私たちと現代社会	私たちと経済	私たちと政治	私たちと国際社会の諸課題
日 文	<p>きままりを守る責任</p> <p>支払う義務 引きわたす義務 返す義務 欠陥品による損害賠償の責任 国や自治体などの責務 出資額を失うだけで、それ以上の責任を負いません 企業の社会的責任 (CSR) 職業選択の自由と責任 納税の義務 政府の責任 個人の責任 国民年金への加入義務</p>	<p>憲法を尊重し擁護する義務 天皇に対して責任 国民の義務 国の責務 生活に必要な援助をする責任 政治の説明責任 被害に対する責任 納税の義務 普通教育を受けさせる義務 勤労の義務 親は子どもを保護・監督する権利と義務 政党助成金の使いみちの報告義務</p>	<p>従順の義務 普通教育を受けさせる義務 勤労の義務 納税の義務 国民の福祉のためにこれを利用する責任 公共の福祉のため 個人の責任 個人情報保護の厳格な管理義務 義務としての性格 兵役の義務 国防の義務 役務に服する義務 代替役務に従事する義務 国民への責任感 最高決定権と責任</p>	<p>世界の平和と安全の維持に責任 温室効果ガスの排出量の削減義務 温暖化の責任 つくる責任 つかう責任 投票の義務化</p> <p>国会に対する責任 権利や義務 刑事上の責任 給水の責任</p>
自由社	<p>責任感 親の義務 法的責任 決まりを守る責任</p>	<p>義務教育 企業の社会的責任 (CSR) 社会保険の加入義務</p>	<p>従順の義務 普通教育を受けさせる義務 勤労の義務 納税の義務 国民の福祉のためにこれを利用する責任 公共の福祉のため 個人の責任 個人情報保護の厳格な管理義務 義務としての性格 兵役の義務 国防の義務 役務に服する義務 代替役務に従事する義務 国民への責任感 最高決定権と責任</p>	<p>代表の義務 職務に対する責任感 条約批准国の義務 防衛する義務 査察を義務 世界の平和と安全の責任 維持する義務 削減義務 国際社会の共同責任 脅威を取り除く責任 つくる責任 つかう責任</p>
育鵬社	<p>社会的な役割と責任 扶養児童の養育及び教育についての責任 家庭内での立場と責任</p>	<p>責任放棄 守秘義務 議院の外で責任を問われない 最高責任者 最高責任機関 行政権の行使に関する責任 刑事責任 裁判員の守秘義務 権限と責任 企業は損害賠償などの責任を負うことが義務 法的義務 契約を守る義務 納税義務 企業の役割と責任 企業の社会的責任 (CSR) 有限責任 返済義務 公平な税負担や、租税の使いみちや配分のあり方を選択・判断する責任 介護保険への加入義務 企業と住民と行政が話し合いながら進めることが、義務 自己責任</p>	<p>義務と責任 自由・権利の保持の責任 公共の福祉のためにこれを利用する責任 国民の義務 普通教育を受けさせる義務 勤労の義務 納税の義務 国防の義務 防衛は市民の神聖な義務 兵役義務 役務に従事する義務 憲法を尊重し擁護する義務 国の責務 情報公開が義務</p>	<p>主権、国際法の下での権利と義務 世界遺産への登録、保護を義務 安全保障理事会の決議に従う義務 つくる責任 つかう責任 住民にしゅうぶん説明する義務 国際機関を通じた管理が義務 職務上の義務 行政全体の仕事について責任 国会に対する連帯責任 減車の義務 国民全体の利益のために働くことを義務 独立して職務を行う義務 裁判員になる法律上の義務 守秘義務</p>

発行者	私たちと現代社会	私たちと経済	私たちと政治	私たちと国際社会の諸課題
東書	<p>やぶさめ太鼓、富士山一信仰の対象と芸術の源泉一、富士山本宮浅間大社、富嶽三十六景、招き猫、いのりの三角ゾーン、能、歌舞伎、神社、絵馬、花見、おかげさま、おたがいさま、おもてなし、雑煮、琉球文化、アイヌ文化、節分、ひな祭り、盆おどり、初詣、彼岸会、花祭り(灌仏会)、端午の節句、七夕、お盆(盂蘭盆会)、七五三、大掃除(すすきはらい)、エイサー、紅型、サロレンチカプリムセ鶴の舞、アツトウシ、津軽三味線、和食、祈禱室、柔道、空手</p>	<p>日本の包丁、輪島塗、田植え</p>	<p>灯籠、アイヌの木彫りのお盆イタ、イスラム教徒、ヒンドゥー教徒、アイヌ民族、アイヌ文化、アイヌ民族音楽会、アポリジニの文化、熊本城の復興</p>	<p>世界遺産条約、キリスト教、イスラム教、仏教、ヒンドゥー教、ユダヤ教、サン・ピエトロ大聖堂、法隆寺、イスファアハンのイマームモスク、スカーフ着用、バーミヤンの石仏、ハラール認証、政教分離</p>
教出	<p>おさい銭、キリスト教、仏教、イスラム教、自然崇拜(アニミズム)、祖先信仰、神道、正月、初詣、花見、節分、端午の節句、立夏、夏至、七夕、立秋、お盆、菊の節句、十五夜、月見、秋分、秋祭り、立冬、七五三、新嘗祭、茶道、華道、柔道、大相撲、和太鼓、能、歌舞伎、地歌舞伎、茶道、華道、柔道、剣道、大相撲、世界自然遺産、文化遺産、棚田、合掌造り、こいのぼり、京町家、アイヌの古式舞踊、エイサー、阿波踊り、YOSAKOIソーラン祭り、ハロウィーン、和食、書道、武道、法隆寺五重塔、郷土料理、方言</p>	<p>府内城の跡地、石見銀山、「雪ざらし」による織物づくり</p>	<p>アイヌ文化、アイヌ語、ウポポイ、韓国の伝統芸能、大浦天主堂、政教分離、ゲルニカ、イスラム教、しまくとぅば</p>	<p>世界遺産、キリスト教、イスラム教、ヒンドゥー教、仏教、神、岩のドーム、嘆きの壁、アルアクサ寺院、バーミヤンの石仏、ユダヤ教</p>
帝国	<p>徳稻荷神社、白米千枚田、桜前線、紅葉前線、紅葉前線、大鹿歌舞伎、正月、ひな祭り、春祭り、春の彼岸、灌仏会、菊の節句、中秋の名月、秋の彼岸、秋祭り、盆、中元、盆おどり、迎え火、年賀、ハラル、イスラム教、神、仏、歌舞伎、昔話、童謡、能、狂言、茶道、華道、和服、和食、無形文化遺産</p>		<p>世界文化遺産、イスラム教、アイヌ文化、アイヌ語</p>	<p>知床五湖、知床連山、世界自然遺産</p>
日文	<p>イスラム教徒向けのスカーフ、神社、寺、宗教的な方法で葬式、初詣、除夜の鐘、新茶摘み、盆踊り「大島の秋祭り」、秋祭り「唐津くんち」、書初め、お正月、七夕、神社の秋祭り、和食、日本家屋、庭園、能、歌舞伎、和太鼓、お花見、かまくら、平仮名、片仮名、国風文化、大寒、立春、春分、立夏、夏至、大暑、立秋、秋分、立冬、冬至、節分、ひな祭り、彼岸、夏祭、夏祭(灌仏会)、端午の節句、お盆、秋祭り、七五三、おみそか、和楽器、熊野筆、沖繩県の踊り「エイサー」、柔道、郷、世界文化遺産、無形文化遺産、茶道、春節、春節</p>		<p>アイヌ民族、アイヌ文化、ハロウィーン、馬文化祭り</p>	<p>「夜の旅」、「最後の審判」、ヒンドゥー教、キリスト教、イスラム教、仏教、ユダヤ教、「曼荼羅」、「聖書」、「クルアーン(コーラン)」、世界遺産、岩のドーム、嘆きの壁、市松模様と藍色、ねぶた祭り、アイヌ</p>

発行者	北方領土に関する記述	竹島に関する記述	尖閣諸島に関する記述	その他 (領土の範囲等)
<p>【本文】(P184)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本固有の領土をめぐって、現在でも周辺諸国との間で問題をかえしている地域も残されています。韓国やロシアに不法に占拠され、抗議を続けている竹島や北方領土、また、日本の固有の領土であり、領土問題は存在しない一方で、中国や台湾が領有権を主張している尖閣諸島がそれにあたります。 <p>【コラム】北方領土問題の経緯と取り組み(P185)</p> <ul style="list-style-type: none"> 歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、太平洋戦争が終わるまでは、約1万7000人の日本人が生活していました。 太平洋戦争中の1945(昭和20)年8月8日、ソビエト社会主義共和国連邦(ソ連)は、日ソ中立条約に違反して日本に宣戦し、満州や朝鮮に侵攻しました。さらに、日本が降伏した後の8月18日からソ連は千島列島にも進出し、9月初旬には北方領土も全て占領しました。これ以降、北方領土は、ソ連やそれを引き継いだロシアが、不法に占拠した状態が続いています。 北方四島に住む日本人は、約半数が脱出しましたが、ソ連は残った人々を1948年までに強制的に北方領土から追い出し、樺太(サハリン)に抑留した後に函館に送還しました。 サンフランシスコ平和条約で、日本は、日露戦争で獲得した北緯50度以南の樺太と、得撫島から北の千島列島を放棄しましたが、北方領土は放棄した千島列島にはふくまれません。1956年の日ソ共同宣言では、平和条約が結ばれた後に、歯舞群島と色丹島を日本に返還することには合意しましたが、国後島と択捉島の返還には合意できず、平和条約が結ばれませんでした。 1993(平成5)年の東京宣言では、日本とロシアが北方領土問題を解決し、平和条約を結ぶための交渉を続けることに合意し、現在も、ロシアとの間で北方領土の返還交渉をねばり強く続けています。 <p>【写真】北海道の根室半島上空から見た歯舞群島(P185)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本は、日露和親条約を結んだ2月7日を、1981年に「北方領土の日」に決めました。 	<p>【本文】(P184)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本固有の領土をめぐって、現在でも周辺諸国との間で問題をかえしている地域も残されています。韓国やロシアに不法に占拠され、抗議を続けている竹島や北方領土、また、日本の固有の領土であり、領土問題は存在しない一方で、中国や台湾が領有権を主張している尖閣諸島がそれにあたります。 <p>【コラム】竹島問題の経緯と取り組み(P184)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二次世界大戦後に日本を占領した連合国最高司令官総司令部(GHQ)は、日本の領域について、日本の政治上の権限を停止する地域と、漁業や捕鯨を行ってはならない地域を指示し、この地域には竹島がふくまれました。 一方、1951(昭和26)年に、日本がアメリカなど48か国との間で署名し、翌1952年に発効したサンフランシスコ平和条約には、日本が放棄する領土の中に「濟州島、巨文島および鬱陵島をふくむ朝鮮」と示され、ここには竹島はふくまれていません。 ところが、平和条約が発効する直前の1952年1月、韓国の李承晩大統領は国際法に反して、公海上に一方的に漁業管轄権の範囲を示す線を設定し、日本の漁船の立ち入りを禁止しました。竹島はこの線の韓国側に取こまれ、これ以降、韓国は竹島を不法に占拠して警備隊を常駐させ、さまざまな活動を行う状況が、現在も続いています。 日本政府は、韓国に抗議を続ける一方で、1954年、1962年、2012(平成24)年の3回にわたって竹島問題を国際司法裁判所の判断に委ね、平和的に解決するという提案を行ってきましたが、韓国はこれを拒否し続けています。 <p>【写真】竹島(P184)</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県は、竹島が県に編入された2月22日を「竹島の日」と定めて、返還を求める運動を続けています。 <p>【資料】李承晩ラインについて報じる島根県の新聞(P184)</p> <p>【地図】李承晩ライン(P184)</p>	<p>【本文】(P184)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本固有の領土をめぐって、現在でも周辺諸国との間で問題をかえしている地域も残されています。韓国やロシアに不法に占拠され、抗議を続けている竹島や北方領土、また、日本の固有の領土であり、領土問題は存在しない一方で、中国や台湾が領有権を主張している尖閣諸島がそれにあたります。 <p>【コラム】尖閣諸島への対応(P185)</p> <ul style="list-style-type: none"> 尖閣諸島は、日本の領土を確定させたサンフランシスコ平和条約でも日本の領土として扱われ、この条約で日本が放棄した領土にはふくまれません。こうして尖閣諸島は、日本の南西諸島の一部としてアメリカの統治下に置かれ、1972年にアメリカとの間で結ばれた沖縄返還協定で、日本に返還された地域にも尖閣諸島がふくまれました。 一方、日本や台湾、韓国の専門家が国連アジア極東経済委員会と協力して行った調査の結果、1969年に、この地域の大陸棚に、石油が埋蔵されている可能性が報告されました。この報告の後、中国と台湾は尖閣諸島に対する権利を主張し始め、1971年になって、初めて公式に領有権を主張しました。 しかし、歴史的にも日本は尖閣諸島を実効的に支配し、日本固有の領土であることは国際的にも広く認められており、領有権をめぐる問題は存在していません。 中国は1992年、領海などにに関する法律を制定して尖閣諸島の領有権を法律に明記し、2008年以降は尖閣諸島周辺に海に船を派遣して、日本の領海に侵入する例が多数起こっています。日本はこうした中国の行為に抗議するとともに、領海や領空の警備を強化しています。また同時に、東シナ海全体が平和で安全な海域になるように、外交的な努力も続けています。 <p>【写真】尖閣諸島の島々(P185)</p> <p>【写真】中国の船と並走する海上保安庁の巡視船(P185)</p> <ul style="list-style-type: none"> 奥に見えるのは魚釣島。 <p>【地図】沖縄返還協定でアメリカから日本に返還された範囲(P185)</p>	<p>【地図】領域と排他的経済水域(P182)</p> <p>【地図】日本の領域と排他的経済水域(P183)</p> <p>【本文】(P182)</p> <ul style="list-style-type: none"> 主権国家の領域は、その主権がおよぶ範囲です。領域は、領土、領海、領空で構成され、また、領海の外には、排他的経済水域と大陸棚があり、ここでの資源をめぐって、国どうしが争っている例もあります。こうした争いを平和的に解決して、資源を有効に活用していくことが必要です。 <p>【写真】沖ノ鳥島の全景と、護岸が造られた北小島(P183)</p>	

<p>発行者</p>	<p>北方領土に関する記述</p> <p>【写真】 国後島の海岸でゴミ拾いを行う、ピザなし交流の訪問団とロシアの子どもたち (P191)</p> <p>【写真】 北方領土の返還を求めて訴える人々 (P196)</p> <p>【写真】 日口外相会談 (P196)</p> <p>【地図】 北方領土 (P196)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本とロシアは、北方領土をめぐる正式な交渉を行っている。1956年の日ソ共同宣言において、ソ連は日本が返還を求め、四島のうち、歯舞群島と色丹島を日ソ平和条約の締結後に、日本に引き渡すことに同意しています。(P196) <p>【本文】 (P196)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の東にある歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方領土や、日本海に位置する竹島(島根県)は、歴史的にも国際法のうえでも日本固有の領土であるというものが、日本の立場です。 <p>【本文】 (P197)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北方領土は、第二次世界大戦の終結後にソ連に占領され、現在はロシアに引き継がれています。日本は北方領土の返還をロシアに求め続けていますが、いまだに実現していません。ロシア政府も領土問題の存在を認めていて、現在両国の政府は交渉を続けています。 <p>【写真】 折り紙などが行われた、択捉島での文化交流会 (P199)</p> <p>【コラム】 ロシアとの外交関係 (P199)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政府は、ロシアとの北方領土の返還交渉を長期にわたって続けてきました。いまだに実現していない平和条約の締結も、目指されています。日本としては、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の一括返還を求めてきましたが、ロシア側の反応は厳しく、進展する見通しがなかなか立ちにくい状況が続いています。日本は返還を要求するだけでなく、ロシアとの経済協力やエネルギー・資源開発についての協力なども行ってきてきました。また、領土問題解決に向けた環境整備の一環として、住民が互いに訪問し合っている。 	<p>竹島に関する記述</p> <p>【本文】 (P196)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の東にある歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方領土や、日本海に位置する竹島(島根県)は、歴史的にも国際法のうえでも日本固有の領土であるというものが、日本の立場です。 <p>【写真】 竹島 (P197)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本海に位置する女島(東島)、男島(西島)などからなる群島です。江戸時代の初めから島の周辺で日本人が漁業を行っていて、1905年の閣議決定で島根県に編入されました。1952年に、韓国が自国の権益の範囲として設定した「李承晩ライン」の内側に竹島を位置づけ、1954年からは警備隊を常駐させて、不法に占拠を続けています。 <p>【本文】 (P197)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹島については、1952年以来韓国が領有権を主張し、占拠を続けています。日本は韓国に抗議し、国際司法裁判所での話し合いによる解決を提案していますが、韓国政府は領土問題の存在を否定し、未解決のままとなっています。 	<p>尖閣諸島に関する記述</p> <p>【本文】 (P197)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尖閣諸島(沖縄県)については、1895年以来日本の領土であり、領有権の問題は存在しないというのが日本政府の立場です。しかし、中国が領有権を主張している。中国が領海侵犯が起きています。 <p>【写真】 尖閣諸島 (P197)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南西諸島西端に位置する魚釣島、北小島、南小島などからなる島々は、1895年の閣議決定で沖縄県に編入されました。第二次世界大戦後にアメリカの施政下に置かれた時期を除き、日本が領有し、有効に支配を続けてきました。しかし、東シナ海に石油資源がある可能性が指摘されると、1970年代から中国が自国の領土であると主張し始め、近年、周辺の日本領海に中国船が侵入する事態が生じています。 <p>【コラム】 中国との外交関係 (P199)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国は日本との外交正常化を果たした1970年代から、日本固有の領土である尖閣諸島の領有権を主張しています。2008年からは中国船による日本の領海への侵入が始まり、その件数は2010年代に増加しました。繰り返しされる侵入に対して、日本政府は海上保安庁による警戒や取り締まりを強めるとともに、中国政府への抗議を伝え続けています。 <p>【写真】 尖閣諸島周辺の海上を警備する、海上保安庁の巡視船とボート (2013年沖縄県) (P199)</p>	<p>その他 (領土の範囲等)</p> <p>【コラム】 (P196)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領土・領海・領空をめぐっては、主張の違いから対立が生じる場合があります。 <p>【地図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の国土とその周辺 (P197) ・排他的経済水域の範囲の一部は、関係国と交渉中です。
<p>教 出</p>				

<p>発行者</p>	<p>北方領土に関する記述</p> <p>【本文】(P175)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の北東にある北方領土とよばれる歯舞群島、色丹島、国後島、そして択捉島は日本固有の領土です。しかし、1945年に日ソ中立条約を破って侵攻してきたソ連に占領され、今に至るまでソ連、続いてロシアが不法に占拠を続けています。周辺海域で操業する日本の漁船が捕獲されるなど、多くの問題が生じています。日本はロシアと北方領土問題を解決して、両国が平和条約を締結することに向けて外交交渉を続けています。また、1992年からは、相互理解と友好を深めて北方領土問題の解決に貢献することを旨とした「ビザなし交流」が行われています。 <p>【脚注】(P175)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政府は、1951年のサンフランシスコ平和条約によって日本が放棄した千島列島に、北方領土は含まれていないという立場をとっています。 ・1956年の日ソ共同宣言では、平和条約締結後に歯舞群島と色丹島を日本に引き渡すことで合意しましたが、国後島と択捉島については意見が食い違いました。 <p>【地図】北方領土の歩み(P176)</p>	<p>竹島に関する記述</p> <p>【本文】(P176)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県隠岐の島町に属する竹島も、日本固有の領土です。しかし韓国が、1952年に海洋への権利を宣言して一方的に公海上に境界線を引き、54年から竹島に海洋警備隊を駐留させ、今日まで不法に占拠を続けています。日本は韓国に対して繰り返し抗議を行っていません。また日本は問題の平和的な解決を図っており、竹島問題を国際司法裁判所に委ねようと提案したことがありますが、韓国はそれを拒否したため実現していません。 <p>【脚注】(P175)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1905年に明治政府は、竹島を島根県に編入し、領有の意思を公式に示しました。サンフランシスコ平和条約の草案作成過程で、韓国による竹島への領有権の主張は退けられました。 	<p>尖閣諸島に関する記述</p> <p>【写真】海上保安庁の船に挟まれた中国船(P176)</p> <p>2012年、日本政府は、日本固有の領土である沖縄県の尖閣諸島のうち、民間人が所有する3島を「平穏かつ安定的に管理するため」として購入し、国有化しました。これに対して尖閣諸島の領有を主張する中国は強く反発し、尖閣諸島の沖合いに接する日本の領海に、たびたび政府の船舶を侵入させています。日本は、国際法を守り、領土の平和と安定が確立されることを求めています。</p> <p>【本文】(P176)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県石垣市に属する尖閣諸島も日本固有の領土です。1951年のサンフランシスコ平和条約により、日本の領土と扱われたうえでアメリカの施政下におかれましたが、その施政権も1971年の沖縄返還協定で返還されています。周辺の海底で石油などの資源がある可能性が指摘されると、中国は1970年代から領有を主張してきます。しかし、国際法上は尖閣諸島が日本の領土であることは明らかで、日本政府による管理も及んでいないため、他国との間で解決すべき領有権の問題はありません。中国は近年尖閣諸島周辺の海に船を派遣して日本の領海に侵入しており、日本は抗議を行うとともに領海や領空の監視を強めています。 <p>【写真】尖閣諸島のかつおぶし工場(P176)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時は200人以上が島で暮らしていました。 <p>【脚注】(P176)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尖閣諸島は、日本政府がたびたび現地調査を行い、どこの国の領土でもないかと慎重に確認したうえで、1895年に日本の領土に編入されました。 	<p>その他 (領土の範囲等)</p> <p>【地図】 日本の排他的経済水域(P176)</p>
------------	--	---	---	--

<p>発行者</p>	<p>北方領土に関する記述</p> <p>【本文】(P182) ・北海・道根室沖の歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島は北方領土とよばれる、歴史的に日本固有の領土です。しかし1945年にソ連に占領され、ソ連解体後もロシアが不法に占拠しています。現在、日本は北方領土の返還をロシアに強く要求していますが、いまだに実現していません。</p> <p>【本文】(P183) ・北方領土や竹島へは渡航ができず、周辺で水産資源や鉱産資源が豊富ですが、漁業や海洋資源開発を行うことが制限されています。また過去には船舶の拿捕、船員の抑留がなされるなどの問題が発生し、日本人の死傷者が出たこともあります。日本政府は、日本人の立場が歴史的にも国際法上も正当であるとして、これらの未解決の問題について、平和的な手段による解決に向けて取り組んでいます。</p> <p>【コラム】(P184) ・日本の松前藩は、17世紀には徐々に北方領土の統治を進めていきました。1855年にロシアとの間に結ばれた通商条約では、択捉島とウルップ島の間の国境を確認しました。第二次大戦の終盤、1945年8月9日、ソ連は日ソ中立条約に違反して対日参戦し、日本がポツダム宣言を受諾した後、北方領土を占領しました。</p> <p>1956年、日ソ共同宣言が署名され、両国間の国交が回復しました。しかし、日本政府は、北方領土の帰属問題を解決してから、ソ連との間で平和条約を締結するという立場をとってきました。</p> <p>1991年にソ連の体制が崩壊すると、日本とロシアの間で領土問題の解決に向けた新しい動きがみられました。93年にはエリツィン大統領が来日し、日本とロシアは交渉を進めるための東京宣言に署名しました。しかし、近年になってロシアは北方領土への社会資本整備への投資を進めてきました。2010年には、ロシアの大統領が初めて国後島を訪問しました。このように動きは対して、日本政府は抗議をしました。両国の立場の違いはありますが、日本政府は北方領土の返還に向けて働きかけを続けています。</p> <p>【写真】 羅臼町から見た国後島 (P182) 【写真】 国後島の墓地で手を合わせせる元島民 (P184) 【地図】 北方領土周辺 (P183)</p>	<p>竹島に関する記述</p> <p>【本文】(P182・183) ・竹島は1905年に閣議決定で島根県に編入された日本固有の領土です。サンフランシスコ平和条約でも北方領土と竹島は日本が放棄した島々に含まれていません。しかし、1952年以降、韓国が竹島を取り込み、今も不法に占拠しており、日本政府は韓国に対して何度も厳重に抗議しています。</p> <p>北方領土や竹島へは渡航ができず、周辺で水産資源や鉱産資源が豊富ですが、漁業や海洋資源開発を行うことが制限されています。また過去には船舶の拿捕、船員の抑留がなされるなどの問題が発生し、日本人の死傷者が出たこともあります。日本政府は、日本人の立場が歴史的にも国際法上も正当であるとして、これらの未解決の問題について、平和的な手段による解決に向けて取り組んでいます。竹島については、日本政府は国際司法裁判所で解決することを提案していますが、韓国側はこれに応じていません。</p> <p>【コラム】(P184) ・日本は17世紀半ばには竹島の領有を始め、島根県のあしかの捕獲業者からの要請を受け、1905年には島根県に編入しました。他方、韓国政府は朝鮮の古い文獻に書かれた島が、竹島(韓国名は独島)であるとし、1900年に韓国が管轄する地域に含めたと主張しています。</p> <p>第二次世界大戦を経て、1951年9月に署名されたサンフランシスコ平和条約では、日本からの韓国の独立が承認されました。条約の起草過程で、韓国は日本が放棄する地域に竹島を加えるようにアメリカに要請しましたが、平和条約では、日本が放棄すべき地域から竹島は除外されませんでした。1952年1月、李承晩韓国大統領は「海洋主権宣言」によって、竹島を含む地域を漁業管轄地域として取り込みました。その後は韓国が竹島を不法に占拠し続けており、日本の漁船がつかまったり、海上保安庁の巡視船が銃撃されたりするなどの問題も発生しています。</p> <p>日本政府は、竹島問題の平和的解決のため、これまで数度にわたって国際司法裁判所への付託を提案しましたが、韓国は受け入れていません。</p> <p>【写真】 竹島 (P183) 【写真】 竹島資料室 (P184)</p>	<p>尖閣諸島に関する記述</p> <p>【本文】(P183) ・尖閣諸島は、1895年に閣議決定で沖縄県に編入された日本固有の領土です。第二次世界大戦後、日本の領土として扱われたうえで、沖縄の一部としてアメリカの統治下におかれたが、1972年の沖縄返還協定によって日本の領土にもどりました。周辺海域に石油資源などが埋蔵されている可能性が指摘され、1970年代になって中国が領有権を主張するようになり、1970年代になって中国が領有権を主張するようになり、尖閣諸島について、国際法上も正当であり、解決すべき領土問題は存在しません。</p> <p>【コラム】(P185) ・日本政府は、尖閣諸島が無人島でどの国の支配下でもないという調査結果をもとに、1895年、閣議決定により、尖閣諸島を沖縄県に編入しました。以後、多くの日本人が尖閣諸島に住み、漁業や羽毛の採集、鯉節の製造などに従事しました。</p> <p>サンフランシスコ平和条約では、日本の南西諸島の一部として米国の施政下におかれました。1971年に、米国の返還されることになりました。ところが、尖閣諸島の周辺地域に石油や天然ガスが埋蔵する可能性が高いことがわかると、中国は、日本による尖閣諸島の領有に異議を唱えました。中国は、明や清の時代から文獻に島の名前が記載されていると主張しています。</p> <p>近年の中国の経済成長と軍事力を背景に、中国は尖閣諸島周辺海域に進出を進めています。2010年には、尖閣諸島周遊の日本の領海で、中国漁船が海上保安庁の巡視船に衝突する事件が起きました。2012年には、日本政府が尖閣諸島を個人から買い取り国有化したことに対し、中国国内では反対運動が発生しました。</p> <p>【写真】 尖閣諸島 (P183) 【写真】 尖閣諸島付近を航行する中国の海洋監視船と追尾する日本の海上保安庁の巡視船 (P185)</p>	<p>その他 (領土の範囲等)</p> <p>【地図】 日本の領域と排他的経済水域 (P182)</p>
------------	---	---	--	---

北方領土に関する記述	竹島に関する記述	尖閣諸島に関する記述	その他 (領土の範囲等)
<p>【本文】(P167) ・わが国には、北方領土問題、竹島問題の2つの重大な領土問題があり、いずれも、歴史的にも国際法的にもわが国固有の領土ですが、ロシアと韓国が不法にそれぞれ占拠しています。</p> <p>【コラム】わが国の領土問題 (P170) ・わが国は北方領土問題と竹島問題という二つの重大な領土問題をかかえている。北方領土、ロシアが占領中、朝鮮半島、色丹、国後、択捉、4島からなる北方領土は、これまで一度も外国の領土になつたことのないわが国固有の領土である。例えばアメリカ政府も日本の立場を一貫して支持している。しかし、第二次世界大戦末期、旧ソ連軍は日ソ中立条約を破って、1945 (昭和20) 年8月9日に満洲 次いで8月11日に南樺太に侵襲した。そして8月18日には、千島列島の北端、占守島に侵入、この地域を準備していた日本軍との激戦をへて、9月5日まで現在まで不法占拠を続けている。ロシアになつた現在まで千島列島を占領している。当時、四島には約1万7千人の日本人が住んでいたが、1949年までに全員が強制退去させられた。また、しばしば領海を侵襲したとして日本漁船が銃撃、拿捕、抑留されている。2006年には、銃撃を受けた漁船の乗組員1名が死亡している。</p> <p>返還要求の努力</p> <p>北方四島の総面積は千葉県とほぼ同じで、近海は世界有数の豊富な漁業資源に恵まれている。これをどうもとすことは旧島民をばしめ日本国民全体の悲願である。</p> <p>そこで、1955年6月から、日本は旧ソ連との間で平和条約交渉を行う中で、北方領土問題に関する交渉を行った。翌年10月には日ソ共同宣言に署名し、両国は戦争状態を終了させ、外交関係を回復させた。と同時に、平和条約締結交渉の継続、条約締結後に歯舞群島と色丹島を日本に引き渡すことに同意した。</p> <p>現在、日本政府は、四島全体に対する日本の主権が確認されれば、実際の返還時期や態様については柔軟に対応するという方針である。しかし、ロシアは、交渉には応じているが、「第二次世界大戦の結果として法に基いた態度を維持しており、連環は人たしとして法に基いた態度を維持しており、連環は人たしとして法に基いた態度を維持している。」と主張している。</p> <p>【地図】1855年の日露通好条約で決められた国境 (P170)</p> <p>【年表】北方領土問題の主な歴史 (P171)</p>	<p>【本文】(P167) ・わが国には、北方領土問題、竹島問題の2つの重大な領土問題があり、いずれも歴史的にも国際法的にもわが国固有の領土ですが、ロシアと韓国が不法にそれぞれ占拠しています。</p> <p>【コラム】わが国の領土問題 (P170・171) ・わが国は北方領土問題と竹島問題という二つの重大な領土問題をかかえている。竹島、韓国が占領中、江原道からわが国が領有、島根県松江市の島根に属する竹島 (東島) と男島 (西島) とその周辺の数十の小島からなる群島であり、北方領土と同じく、わが国固有の領土である。各島は、断崖絶壁の火山島な特徴となつており、その周辺は海流の影響で豊富な漁業資源に恵まれている。竹島の領有権をめぐって、17世紀前半には、鳥取藩の町人が幕府の許可を得てアソビ漁やアソビ漁などを行っていた。わが国は、遅くとも江戸時代初期にあつた17世紀半ばには、竹島の領有権を確立した。近代になると、1900年代初期に本格的に行われるようになったアソビ漁は、間もなく通商競争となった。そこで、事業の安定をはかるために、アソビ漁の業者から竹島の領土編入願いが出された。この出願を受けて、1905 (明治38) 年、日本政府は、竹島に対する、領有意思を再確認し、島根県に編入した。以後、わが国は実効支配を行ってきた。第二次世界大戦後も、サンフランシスコ講和条約で日本の領土と確認されている。</p> <p>実効で不法占拠</p> <p>1948年に成立した韓国の李承晩政権は、歴史上初めて、竹島を韓国領ととらえるようになる。そして対日講和条約が発効する直前の1952 (昭和27) 年1月、「海洋主権宣言」を行い、竹島をとりこんだ。</p> <p>そして、ライン内の広大な水域への海軍警備を一方的に主張し、ライン内で操業する日本漁船に対して、銃撃、拿捕、抑留などを実施した。1965年の日韓基本条約締結で、李承晩ラインがなくなると同時に、死傷者は44名におよぶ。また1954年には、沿岸警備隊を派遣し、竹島を軍力で不法占拠した。現在も、警備隊員を常駐させ、実効支配を強化している。</p> <p>韓国政府の見解</p> <p>韓国が竹島の領有を主張する理由は、①竹島は韓国名独島、②固有の領土である、③日本は力で日本領に編入した、④GHQの指令で韓国領土とされた、などとするものである。</p> <p>国際司法裁判所への提訴</p> <p>①の主張に対し、1905年のわが国への領土編入前、韓国の竹島領有の明確な根拠がなく、他の2つの主張は、事案と国際法に照らして成り立たないといわが国は反論している。そして、国際連合憲章に規定された平和的解決のために1954 (昭和29) 年、1962年、2012 (平成24) 年の3回、国際司法裁判所へ付託することを提案しているが、韓国政府は応じていない。</p> <p>【写真】銃撃された日本の海上保安庁の巡視船 (P171)</p> <p>・1953年7月、竹島周辺で不法操業をしていた韓国漁船に竹島からの退去を要求した海上保安庁の巡視船が、韓国漁民を保護していた韓国官憲によって銃撃された。</p> <p>【地図】李承晩ライン (P171)</p>	<p>【本文】(P167) ・わが国の尖閣諸島を中国が領有権を主張し、公船が領海侵犯、航空機が領空接近を繰り返している。</p> <p>【コラム】海をめぐる国益の衝突 (P174・175) ・東アジアでは、中国を中心とした諸国が、海洋をめぐる激しい領土争いをしている。尖閣諸島をめぐる争い、南シナ海に点在するパラセレル諸島 (南沙) は、戦前は日本領であった。戦争に敗れたわが国は、サンフランシスコ平和条約で領土権を放棄したが、島々の帰属先は決まっていた。そこで、中国は、1974年、南ベトナム軍と戦い、パラセレル諸島 (南沙) を占領した。1988年には、ベトナムが事実上支配していたジョンソンソーン南礁を軍事占領した。2012年には、フィリピンが、領有権を主張するスカボロ礁を占拠した。2015年には、スプラトリー群島の海域に7つの人工島を建設し、軍事基地化しつつある。</p> <p>このように中国は、経済成長と軍事力を背景に、南シナ海に海外への海洋進出を力によって変更してきた。また1992年、「領海及び排他的経済水域法」を国内法として制定し、南シナ海のバレー群島とスプラトリー群島は、わが国固有の領土である。もう一方的に自国の領土として定めたのである。</p> <p>日本固有の領土</p> <p>尖閣諸島、北小島、南小島、久場島、大正島などからなる島々であり、沖縄県石垣市に属する、わが国固有の領土である。</p> <p>日本政府は、1885 (明治18) 年から調査し、他の国に属していないことを確認し、1895年、閣議決定で日本領土に編入した。戦後、沖縄返還の古軍居島が政府から許可を受け尖閣諸島に移住し、かつお節工場や羽毛の採集などの事業を展開した。一時は、200名以上の住人が尖閣諸島で暮らし、戦後はアメリカ村もでき、1972 (昭和47) 年沖繩返還とともに日本に属し、今日にいたる。歴史を振り返ると、1970年代初期まで、約75年もの間、尖閣諸島に対する日本の支配に、一切の異議を唱えなかった。ゆえに、尖閣諸島が日本固有の領土であることは明々である。</p> <p>尖閣諸島を巡る中国</p> <p>1970年代初期島周辺で有望な油田が確認されると、突然、中国は自国の領土として、周辺海域を自国のEEZと主張し始めた。そして、2004 (平成16) 年ごろから日中間線付近のガス油田採掘を始めた。油田はわが国のEEZ内での海底にたが、中国の公船が尖閣周辺の領海に侵入し、2012年に以降、頻りに領海侵入するようになる。2013年には、中国は防空識別圏を設定し、一方的に緊張を高め、中国の漁船や公船による領海侵犯を防ぐのが、海上保安庁の巡視船である。</p> <p>【写真】インターネット動画共有サービス (P92)</p> <p>尖閣諸島で中国漁船が海上保安庁巡視艇に衝突してくる様子。</p> <p>【写真】魚釣島 (P174)</p>	<p>【本文】(P167) ・海底が発見された東シナ海で、日中間線がEEZの境界線であるとするわが国の主張や、沖ノ鳥島に関するわが国の権利を認めないとする中国とのあいだで対立が起きています。</p> <p>わが国は、外交交渉や国際司法裁判所での平和的解決に努めています。これらの問題は、経済的利益を確保し、国の主権と尊厳を守るうえで重要です。</p> <p>【コラム】海をめぐる国益の衝突 (P175) ・海洋資源日本日本の防衛沖ノ鳥島と南鳥島によるEEZの広さわが国は海に囲まれており、99.7%の物資を海上輸送に依存している。また、世界第6位の海洋大国であり、領海と排他的経済水域をあわせた面積は、447万km²に達している。排他的経済水域は200領海は海岸線を基線として12海里 (22.2km) まで、排他的経済水域は200海里 (330km) まで設定できる。したがってわが国は、南鳥島や沖ノ鳥島といった孤立した小島を領有することによって、それぞれ43万km²と42万km²の排他的経済水域を得ている。</p> <p>南鳥島の実効支配</p> <p>わが国の最東端に位置する南鳥島は、東京都小笠原村に属し、都心から1860キロ離れた絶海の孤島である。白いサンゴ礁に囲まれ、まっ平らで1辺が約2キロのほぼ正三角形である。現在、民間人は住んでいないが、海上自衛隊や気象庁などの政府職員が20数名常駐している。</p> <p>南鳥島近海では、中国や台湾、北朝鮮の漁船が日本のEEZ内で違法操業している。また最近EEZ内で高濃度のレアアース (世界需要の数百倍) が発見されたが、中国が無断で採取しているともいわれる。</p> <p>沖ノ鳥島の実効支配</p> <p>南鳥島の最東端に位置する沖ノ鳥島も、東小島と北小島からなり、小笠原村に属する。東京から1700キロ離れた、サンゴ礁に囲まれた絶海の孤島である。海抜は0メートルで地球温暖化の影響で消失の危機がある。日本政府は、300メートル近く使って護岸工事を行い、サンゴの増殖と港湾設備などのインフラ整備の計画を進めている。</p> <p>鉱物資源が豊富な日本近海</p> <p>南鳥島や沖ノ鳥島などの小笠原海嶽や沖繩海域を中心にした日本の近海には、ニッケル、コバルト、白金、レアアースその他のレアメタルや金銀銅亜鉛などが埋蔵されている。また、日本海や南海トラフでは、シヤールベット状になった天然ガスであるメタンハイドレートが海底に眠っている。その埋蔵量は、日本人が消費する天然ガスの100年分以上である。</p> <p>海上保安庁の役割</p> <p>このように豊富な鉱物資源をもつ日本近海をパトロールし、秩序を維持するのにも、海上保安庁の巡視船である。海上保安庁は、少ない人数 (2018年1万4千人弱) と巡視船 (2016年430隻強) で、24時間365日、休むことなく働いている。</p> <p>【写真】中国の天然ガス採掘施設 (P167)</p> <p>2000年ごろから、日中のEEZが重なるこの海域の間で、中国が海底ガス田を開発し、わが国と対立している。</p> <p>【写真】沖ノ鳥島 (P167)</p> <p>東京都小笠原村に属するサンゴ礁の島であり、この島があることで周囲42万km²のわが国のEEZが確保されている。</p> <p>【写真】南鳥島 (P167)</p> <p>同じく小笠原村に属している南鳥島があることで、周囲43万km²のEEZが確保されている。</p> <p>【地図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国の領域 (P167) ・ (「防衛白書」平成30年版) (P188)

<p>発行者</p>	<p>北方領土に関する記述</p> <p>【本文】 (P186・187) ・北海道に属する北方領土 (択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島)、島根県の竹島は、どちらも外国の領土になったことがない土地)の領土 (一度も外国の領土になったことがない土地) ですが、それぞれロシアと韓国が領有を主張し、不法占拠 (国際法上の根拠がないまま占領) しています。これらの地域では、船舶の拿捕、船員の抑留が行われ、その中で過去には日本側に死傷者が出たりするなど、不法占拠のために深刻な問題が発生しています。日本の立場が歴史的にも国際法上も正当であり、日本は平和的な手段による解決に向けて努力しています。</p> <p>【写真】 北方領土 (P187)</p> <p>【地図】 北方領土 (P188) ・国境は1951年のサンフランシスコ平和条約に基づきます。</p> <p>【コラム】 (P188) ・北方四島 (択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島) は日本固有の領土です。1885 (安政元) 年に調印された日露和親条約では択捉島とウルップ島の間の国境が確認されています。</p> <p>しかし、第二次大戦末期の1945 (昭和20) 年8月9日、ソ連は日ソ中立条約に違反して対日参戦し、日本がポツダム宣言を受諾した後に北方四島のすべてを占領。一方的に自国領に「編入」し、すべての日本人を強制退去させました。それ以降、今日にいたるまでソ連、ロシアによる不法占拠が続いています。</p> <p>近年ロシア政府は、第二次世界大戦の結果としてこれからの島々がロシアの領土の一部になったと主張している。日本政府としては、北方領土に現在居住しているロシア人住民 (約16000人) の人権、利益および希望を北方領土返還後も十分に尊重しつつ、これまでの合意と「法と正義」に基づき、北方四島の帰属の問題を解決してロシアと平和条約を締結するという一貫した方針の下、粘り強く交渉を継続しています。</p> <p>【年表】 北方領土問題に関する経緯 (P188)</p> <p>【資料】 日本とロシアの主張 (P188)</p>	<p>竹島に関する記述</p> <p>【本文】 (P186・187) ・北海道に属する北方領土 (択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島)、島根県の竹島は、どちらも日本固有の領土 (一度も外国の領土になったことがない土地) ですが、それぞれロシアと韓国が領有を主張し、不法占拠 (国際法上の根拠がないまま占領) しています。これらの地域では、船舶の拿捕、船員の抑留が行われ、その中で過去には日本側に死傷者が出たりするなど、不法占拠のために深刻な問題が発生しています。日本の立場が歴史的にも国際法上も正当であり、日本は平和的な手段による解決に向けて努力しています。</p> <p>【写真】 竹島 (P187)</p> <p>【コラム】 (P189) ・竹島は、歴史的にも国際法上も明らかに日本固有の領土です。日本は遅くとも17世紀半ばには、竹島の領有権を確立。1905 (明治38) 年、竹島を島根県に編入して領有する意思を再確認しました。</p> <p>しかし、1952 (昭和27) 年、韓国は「李承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定し、その内に竹島を取り込み、不法占拠しました。</p> <p>日本は嚴重に抗議するとともに、竹島の領有権に関する問題を国際司法裁判所に付託することを提案していますが、韓国が拒否しています。</p> <p>【年表】 竹島問題に関する経緯 (P189)</p> <p>【資料】 日本と韓国の主張 (P189)</p> <p>【資料】 「新增東国輿地勝覧 八道総図」 (写し) (P189)</p> <p>・韓国は「干山島」が竹島であると主張しますが、鬱陵島のはるか東方に位置する竹島ではありません。</p>	<p>尖閣諸島に関する記述</p> <p>【写真】 (P182) 尖閣諸島の魚釣島 (奥) 付近の領海に侵入した中国船 (左) を追走する海上保安庁の巡視船 (右) (沖縄県石垣市、2013年) ・海上保安庁は「海の警察」として海でのパトカーと消防車の役割を果たしています。</p> <p>【地図】 日本政府が2014 (平成26) 年に新たに命名した尖閣諸島の五つの島 (P182) ・日本の領海の基点となる約500の離島のうち、158の無名の無人島が新たに命名されました。</p> <p>【本文】 (P187) ・沖縄県の尖閣諸島は日本固有の領土で、日本が実効支配 (実際に統治) しているため、解決すべき領有権の問題は存在していませんが、中国政府と台湾当局が領有を主張しています。</p> <p>【写真】 尖閣諸島 (P187)</p> <p>【コラム】 尖閣諸島 (P189) ・尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いなく、現に日本は有効に支配しています。尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しません。</p> <p>日本政府は、清国の支配がおよんでいないことを慎重に確認し、1895 (明治28) 年に正式に日本の領土に編入。第二次世界大戦後、1952年のサンフランシスコ平和条約でアメリカの施政下に置かれ、1972年の沖縄返還で日本に返還されました。</p> <p>中国政府および台湾当局が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、東シナ海に石油埋蔵の可能性があると指摘を受け、注目が集まった1970年代以降です。</p> <p>【年表】 尖閣諸島の歴史 (P189)</p>	<p>その他 (領土の範囲等)</p> <p>【資料】 日本の領土・領海・領空 (P182) ・他の国の領海や領空に入る場合は、国家主権の考えから、当然その国の指示に従わなくてはなりません。なお、領土とは、領土・領海の上空をさし、大気圏内とされています。</p> <p>【地図】 日本の主権範囲 (P187)</p> <p>【写真】 日本の最南端、沖ノ鳥島 (上) と護岸工事がほどこされた沖ノ鳥島の北小島 (下) (東京都小笠原村) (P187) ・近年、沖ノ鳥島周辺地域の排他的経済水域で、中国の海洋調査船が国連海洋法条約に基づき手続きを踏むことなく、日本の同意なしに調査活動を行い、深刻な問題となっています。</p>
------------	---	--	--	---

発行者	国旗・国歌に関する記述	外国の国旗に関する記述
東書	<p>【本文】(P183) 主権国家には、その国を象徴する国旗や国歌があり、歴史や文化が反映されています。日本は、1999(平成11)年に国旗国歌法を制定し、日章旗を国旗、「君が代」を国歌と定めました。国どうしが尊重し合うために、各国の国旗・国歌を大切にしなければなりません。</p>	<p>【写真】国際連合本部の前に並ぶ加盟国の国旗(P183)</p>
教出	<p>【本文】(P194・195) 世界のどの国にも、国旗と国歌があります。国旗や国歌はその国を表す象徴(シンボル)で、国家と国民はそれらに對しお互いに敬意を払って尊重し合うことが、今日の国際的な儀礼になっています。日本では長年、「日章旗(日の丸)」を国旗、「君が代」を国歌とするのがならわしでしたが、1999年にそのことが法律で定められました。植民地などがついに独立を果たして主権国家となり、独自の国旗を掲げることは、自らのことは自分で決定するという民族自決への思いや誇りを表現することにもなります。国旗や国歌には、それぞれの国の歴史や国民の思いがこめられています。</p> <p>【写真】オリンピックの表彰式で掲げられる国旗(P195)</p> <p>【写真】国歌を斉唱するサッカー日本女子代表チーム(P195)</p> <p>【コラム】1999年の国会において、当時の首相は「君が代には、日本の繁栄と平和への願いがこめられている」という考え方を示しました。(P195)</p> <p>【コラム・写真】国旗と国歌の歴史(P195)</p> <p>・江戸時代の末に、幕府が日本船の総船印として決めた日章旗は、その後、明治政府も日本国籍を表す船印としたことで、やがて国旗として国内外で扱われるようになりました。また、君が代は、平安時代によまれた和歌をもとに、明治時代になって今日のような曲がつけられました。</p>	<p>【コラム】南アフリカ共和国の国旗の変化(P194)</p> <p>・南アフリカ共和国の国旗は、かつてこの地を支配していたヨーロッパの国々の影響を示すデザインでした。1994年にネルソン・マンデラ氏が、初のアフリカ民族出身の大統領に就任して新政権が発足するとともに、国旗も変わりました。</p>
帝国	<p>【写真】ビヨンチャンオリンピックで優勝し、「日の丸」を掲げて喜ぶチームバシユートの選手達(P173)</p> <p>【本文】(P174) 国旗と国歌は、それぞれの国のシンボルです。世界の国々が自分たちの国の歴史を背景に国旗や国歌を定めています。日本では、1999年の国旗・国歌法によって、日章旗が国旗で、君が代が国歌であると定められています。オリンピックなどの国際大会でも、各国の国旗が掲げられ、国歌が演奏されています。国際社会では、国旗や国歌を相互に尊重することは大切で、現代社会の重要な儀礼となっています。</p>	<p>【写真】(P173) 表彰式ではメダリストの国旗が掲げられ、優勝者の国歌が演奏されます。</p>
日文	<p>【本文】(P180) また、国旗・国歌を国のシンボルとして相互に尊重し合うことが、国際的な儀礼です。日本では法律で「日章旗」を国旗、「君が代」を国歌としています。</p> <p>【コラム】日本では、日章旗(日の丸)を国旗、君が代を国歌とする国旗・国歌法があります。(P180)</p> <p>【写真】平昌オリンピックで入賞し、自国の国旗をかかげる選手(P180)</p> <p>【写真】試合前に国歌を斉唱するサッカー日本代表の選手(P180)</p>	<p>【写真】平昌オリンピックで入賞し、自国の国旗をかかげる選手(P180)</p>

<p>発行者</p>	<p>【本文】(P167) ・主権国家の独立と尊厳を表し、国家の掲げる理想や、国民が共有する誇りや連帯心を象徴するものとして国旗と国歌があります。国旗と国歌に対する敬愛は、国を愛する心情につながっています。また、国際社会では、他国の国旗と国歌に対して、自国のそれと同等に敬意を表するのが基本的礼儀となっています。オリンピックやワールドカップでも、各国の国旗が掲揚され、国歌が演奏されています。</p> <p>【コラム】国旗と国歌を考えてみよう (P168・169) ・国旗が掲げられ、国歌が演奏されるとき、多くの国では、だれもが起立して姿勢を正している。国旗・国歌に敬意を表すことを憲法で定めている国もある。なぜなら、国旗と国歌は、その国の「建国の由来、国家の目標、宗教、文化、性格、伝統、国民の願い」などを表すとともに、あらゆる場面で国の「独立・主権の存在」を示しているからである。わが国では「国旗は日章旗とし、国歌は君が代とす」という国旗国歌法が1999年に制定された。…ブラジル生まれで1990年代、サッカー日本代表として活躍したラモス瑠偉さんは、次のように語っている。「心を込めて思いっきり、君が代を歌いましたね。それは、日の丸も国歌も愛しているから。不思議なんだけれど、まじめに歌えば、いろんな人がぼくにエネルギータを与えてくれるようになる気がする。何だか鳥肌が立つような感じ。そして、やってやろう、がんばろう、という気持ちがわいてくる。魂で歌っている選手もいるけれど、口でぼくぼくしているだけの選手もいる。昔はガムをかんでいる選手もいた。やっぱ、日本人としての誇りを持って歌わないと。ぼくなら選手以下、コーチも監督もみな姿勢をただして歌わせる。代表の義務だと思う。」</p> <p>【コラム】(P168) 「日章旗」の意味 聖徳太子が「日出る処の天子」で始まる手紙を隋の皇帝に送ったように、古代からわが国を太陽の昇る国だという考えがあり、日本の本という意味の「日本」となった。日の丸は、その太陽を象ったものといわれている。</p> <p>「君が代」の意味 君が代は千代にさざれ石の巖となりて苔のむすまで これは古い和歌であり、天皇を国および国民統合の象徴とするわが国が、小さな石が固まって大きな岩となり、その上に苔が生えるまで、長く栄えますようにという意味だといわれている。</p> <p>【資料】国旗掲揚の国際儀礼 (P168) 【写真】2018(平成30)年、ピョンチャンオンオリンピックで金メダルを獲得したフィギュアスケートの羽生結弦選手(右)と銀メダルを獲得した宇野昌磨選手(左) (P31) 【写真】日本国憲法の公布を祝う人々(1946年) (P59) 【写真】我が国最西端の沖縄県八重山郡与那国町の町議会本会議場 (P112) 【写真】リオデジャネイロオリンピック開会式 (P166) 【グラフ】国旗・国歌に対する日米の高校生の差 (P168) 【絵】憲法発布式桜田之景 (P54)</p>	<p>外国の国旗に関する記述</p> <p>【コラム】(P169) ・国際人として心がけなければならぬことは、外国の国旗・国歌にも敬意を示すことである。外国人も自分たちと同様に自国の国旗・国歌に誇りを持っているからだ。諸外国では、こうした国際社会のマナーを幼少のときから家庭や学校でしっかりと身につけさせている。</p> <p>【写真】国際連合本部ビル (P176) 【グラフ】国旗・国歌に対する日米の高校生の差 (P168) 【コラム】どこの国の国歌だろうか？ (P169)</p>
------------	---	---

発行者	国旗・国歌に関する記述	外国の国旗に関する記述
<p>育 鵬 社</p>	<p>【コラム】国旗・国歌法（P180）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1条 国旗は、日章旗とする。第2条 国歌は、君が代とする。 <p>【コラム】国歌「君が代」の意味（P181）</p> <p>君が代は千代に八千代にさざれ石の 巖となりて苔のむすまで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小石が大きな岩となり、その上に苔が生えるまで、いつまでも日本の国が栄えますように」という意味の日本国歌「君が代」は、32文字で表された世界で最も短い国歌です。国歌は、国旗と同様に、その国そのものを代表するシンボルです。国歌の斉唱（演奏）にあたって、政治信条などにこだわらず、起立して敬意を表するのはこのためです。国歌は、その国の歴史、建国や政治の在り方、文化の中で生まれたその国の人々の「心の歌」なのです。 <p>【コラム】国際社会で通用する国旗・国歌への敬意の表し方（P181）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的行事などで国旗が掲揚されるときは、起立して国旗に対して姿勢を正し（脱帽、目礼）、敬意を表します。同時に国歌が斉唱される場合は、声を出して斉唱します。 ・他国の国旗掲揚・国歌演奏でも同じく敬意を表します。その国旗・国歌に礼を失うことは、名誉を傷つけることにもなります。 ・掲揚する時間は、通常、日の出から日没まで。雨や雪の日には屋外に掲げないのが原則です。 ・一般の家庭では国民の祝日などに国旗が掲げられ、喜びを表します。 ・多くの人が災害にあうなど人の死を悼む気持ちを表すときは、いったん上まであげてから掲揚塔の半分の高さまで降ろす「半旗」にします。 <p>【本文】（P181）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国旗と国歌はその国を象徴するもので、それぞれの国の歴史や国民の理観がこめられています。過去に外国の植民地だった国にとつては、独立を果たし独自の国旗・国歌をもつたことが主権国家の証にもなります。それぞれが主権国家の証にもなり、自国の国旗・国歌に愛着をもつのは当然のことです。国旗・国歌に敬意を払うことは、その国そのものに対して敬意を払うことになるので、それらを相互に尊重し合うのが国際礼儀になります。オリンピックやワールドカップやワールドカップやワールドカップにかかわらず等に掲げられます。日本では長年、日章旗（日の丸）を国旗、君が代を国歌とすることが、ならわしとして広く国民に定着しており、1999（平成11）年には、そのことが国旗・国歌法として定められました。 <p>【写真】オリンピック表彰式での国旗掲揚の様子（ブラジル、2016年）（P181）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他国の選手も国旗に敬意を払います。 	<p>外国の国旗に関する記述</p> <p>【コラム】各国の国歌の大意（P181）</p> <p>「アメリカ国歌」</p> <p>おお 激戦の後 暁の光に 照らし 出された星条旗が見えるか 夜通し 砲弾が飛びかっただ 我らの星条旗 が翻っている 自由な祖国 勇敢な 家庭 星条旗を振れ 星条旗を振れ 「中国国歌」</p> <p>いざ立ち上がれ 隸属を望まぬ人々 よ！ 我等の血と肉をもつて我等の 新しき長城を築かん 中華民族に迫 り来る最大の危機 皆で危急の雄叫 びをなさん</p> <p>「フランス国歌」</p> <p>行け祖の国民 時こそいたれり 正義の我らに旗は翻る 聞 かずや野に山に 敵は叫ぶのを 悪 魔のごとく 敵は血に飢えたり 立 て 国民 いざ鏖とれ 進め 進め 仇なす敵を葬らん 「イギリス国歌」</p> <p>神よ我らが慈悲深き 女王陛下を守 りたまえ 我等が高貴なる女王陛下 の 永らえんことを 神よ 我らが 女王陛下を守りたまえ 勝利・幸福 そして栄光を捧げよ 御代の永らえ んことを 神よ我らが女王陛下を守 りたまえ</p>

「別紙2-6」【 神話や伝承を知り、日本の文化や伝統に関心をもたせる資料】（中学校 社会 公民的分野）

発行者	取り上げている資料名	記述の内容
東書		
教出		
帝国		
日文		
自由社		
育鵬社	古事記	<p>【コラム】（P 60）</p> <p>・彼は、明治維新で唱えられた祭政一致の理念に従い、『古事記』の日本神話で天照大神が治める高天原（神様たちが住むとされている天上界）を理想とした部落解放論を唱えた時期もありました。</p>

発行著	扱い方 (本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の概要	
東 書	【本文】(P 205)	世界と協力する日本	<ul style="list-style-type: none"> 日本の外交政策 核兵器の開発やミサイルの発射など、国際社会の平和を乱す、問題の多い政策を取り続けてきた朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)との間では、日本人が北朝鮮に拉致された問題も解決していません。日本は、拉致問題が人権や日本の主権の侵害であることを国際社会に訴え、一刻も早い解決を目指しています。 北朝鮮から帰国した拉致被害者 2002年の日朝首脳会談で、北朝鮮は日本人を不法に拉致したことを認めました。その後、被害者のうちの5人とその家族は帰国しましたが、ほかの被害者の安否は不明なままです。 	
	【写真】(P 205)			
	【コラム】(P 199)	日本と近隣諸国との外交関係	<ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮との外交関係 日本と北朝鮮との間では、拉致問題が解決されていません。2002年に行われた日本と北朝鮮の首脳会談において、北朝鮮は日本人の拉致を認め、この結果、拉致された人々のうちの5人とその家族の、日本への帰国や来日が実現しました。しかし、いまだに行方が分からない拉致被害者も多く、日本政府は拉致された全員の帰国を、引き続き北朝鮮政府に求めています。 アメリカの本統領と北朝鮮の国防委員長による、初めての首脳会談 核兵器やミサイル開発の問題を協議し、拉致問題についてもふれました。 帰国を果たした拉致被害者 北朝鮮に拉致された人々のうち、5人の帰国が実現しました。しかし、いまだに行方がわからない拉致被害者も多く、未解決の問題となっています。 	
	【写真】(P 199)	世界の一員として		
	【写真】(P 205)			
帝 国	【写真】(P 174)	国家と国際社会	<ul style="list-style-type: none"> 拉致被害者の帰国 北朝鮮に拉致された被害者のうち、5名が24年ぶりに帰国しました。しかし、帰国した人たち以外にもまだ多くの拉致被害者がおり、その多くは安否が不明です。拉致問題は被害者への人権侵害であるとともに、日本の主権の問題でもあり、解決が図られねばなりません。日本政府は、国際社会とも協調しながら、問題解決に向けた取り組みを続けています。 	
	【本文】(P 195)	現代の戦争と平和	<ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮は、国内の経済的な困難にもかかわらず、核兵器やミサイルの開発を推進し、国際社会からのきびしい批判を浴びました。日本とのあいだでは、拉致被害者の問題もいまだ解決していません。拉致問題は、被害者の人権や日本の国家主権を侵害する重大な問題です。日本政府は、問題解決に向けた取り組みを続けています。 北朝鮮の日本人拉致被害者の帰国 拉致問題は、被害者の人権と日本の国家主権を侵害する問題です。 	
日 文	【本文】(P 189)	国際社会に生きる日本	<ul style="list-style-type: none"> 冷戦終結後は、北朝鮮による拉致事件や核ミサイル開発、中国の軍備増強、国際子ロなどの新たな脅威が出現し、防衛力の役割は増えています。 	
	【コラム】(P 190・191)	国際社会に生きる日本	<ul style="list-style-type: none"> 日本人拉致問題 北朝鮮は、なぜ多くの日本人を拉致したのでしょうか。この重大な人権侵害と国家主権侵害を、日本はなぜ防げなかったのでしょうか。 拉致の事実とそれが起きた理由、また、5人は帰国したものの未だ未解決であること。 2002年以降のわが国の努力 	
自 由 社	【写真】(P 80)	日本国憲法と立憲的民主政治	<ul style="list-style-type: none"> 拉致被害者救出の署名目録の担当大臣への提出(請願権) 	
	【写真】(P 191)	国際社会に生きる日本	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明になった横田めぐみさんを探すポスター 	
	【地図】(P 191)	国際社会に生きる日本	<ul style="list-style-type: none"> 各々の拉致事案 	
	【年表】(P 191)	国際社会に生きる日本	<ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮による日本人拉致事件の流れ 	
	【コラム】(P 187)	国際社会に生きる日本	<ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮および韓国の人権問題 2014年、国連調査委員会は、北朝鮮政府が「人道に対する罪」を犯していることを指摘する人権報告書を提出し、そこでは日本人拉致問題も取り上げられている。 	

発行者	記述の概要		
扱い方 (本文・コラム・写真)	取り上げている項目		
【本文】(P 51)	日本憲法の基本原理	<ul style="list-style-type: none"> ・一方、2002年9月に北朝鮮の平壤で行われた日朝首脳会談では、北朝鮮が日本人の拉致を認めました。日本政府は、拉致問題の解決がなければ北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの立場をとっています。しかし、その後は拉致事件への北朝鮮の不誠実な対応が続き、交渉は進展していません。 	
【写真】(P 69)	基本的人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮による日本人拉致問題を伝える新聞(2002年) 日本国内に侵入したり、あるいは海外で日本人を拉致した北朝鮮の行為は、国家主権と人権の重大な侵害です。 	
【写真】(P 75)	私たちの生活と政治	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮による拉致被害者家族らと面会し、北朝鮮の金正恩委員長宛てのメッセージを受け取る安倍晋三首相(首相官邸、2019年) 	
【写真】(P 84)	民主政治のしくみ	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める署名活動(鹿児島県鹿児島市、2018年) 中央は拉致被害者家族の市川健一さん。 	
育 鵬 社 【コラム】(P 183) 【コラム】(P 183) 【資料】(P 183) 【本文】(P 183)	国際社会の中の日本	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮による日本人拉致問題 北朝鮮による拉致問題の概要と解決に向けた取組について説明している。 ・日本と北朝鮮には現在、国交がありませんが、正常化するためには、まず拉致事件を解決することが何より必要です。 ・日本政府が拉致被害者として認定している17人 ・北朝鮮による日本人拉致問題は、こうしたルールを無視し、日本の主権および国民の生命と自由に関わる重大な侵害です。この問題の解決なくして日本と北朝鮮との国交正常化はあり得ません。日本政府は、すべての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、政府の総力を挙げて取り組むとともに、国際社会の明確な理解と支持を受けて、北朝鮮との合意をめざしています。 	
【コラム】(P 184・185) 【写真】(P 184) 【資料】(P 184) 【写真】(P 185) 【写真】(P 185) 【資料】(P 185)	国際社会の中の日本	<ul style="list-style-type: none"> ・拉致被害者の思い：横田さん夫婦 ・報道記者の思い：北朝鮮による拉致事件を初めて報じた阿部雅美さん(元新聞記者) ・拉致問題について学ぶ中学生たち ・めぐみさんが小さかったころ、一家で撮った写真 幸せな家族が引き裂かれました。 ・ブルーリボン 拉致被害者の救出を求める運動のシンボルです。青色は、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」を、また、被害者と家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。 ・初めて日本のメディアで報道された北朝鮮による拉致の新聞記事(1980年1月7日) ・横田早紀江さんのビデオメッセージを視聴する生徒(2018年) ・日本人拉致問題をめぐる主な出来事 	

「別紙2-8」【防災や、自然災害時における関係機関の役割等の扱い】（中学校 社会 公民的分野）

発行者	防災や、自然災害時における関係機関(国・地方公共団体・自衛隊)の役割等の扱い	東日本大震災の扱い	その他の自然災害の扱い
<p>【本文】(P47)</p> <p>・東日本大震災といった自然災害などが起こったときに、国民の生命や財産を守る災害派遣も、自衛隊の重要な任務です。</p> <p>【写真】九州豪雨の被災者を救助する自衛隊員(P47)</p> <p>【写真】内閣総理大臣の仕事と活動(P96)</p> <p>【防災についての会議】</p> <p>【コラム】仙台市の復興計画(P124・125)</p> <p>・仙台市は、2011年11月に「震災復興計画」を定めました。この計画では「新次元の防災・環境都市」を在るべき姿としてかけ、市民の力を結集した復興を目指してきました。</p> <p>仙台市は、この震災復興計画に基づいて、さまざまな対策を進めてきました。津波の被害が大きかった東部地域では、県道塩釜倉庫理線を周囲の土地より高くかさ上げし、堤防の機能を持たせたり、津波に対する安全が確保できない地域の家庭の移転を進めたりし、機能的な避難所を確保したり、津波の被害を軽減するための、より良い復興の考え方を取り入れたものです。</p> <p>また、家を失った人のために復興公営住宅の整備や、津波で進水した農地の復興など、被災地域の復興や、人々の生活の支援について、対策と仕組みづくりに取り組んできました。</p> <p>【写真】仙台市の防災チェック表と防災教育副読本(P124)</p> <p>【図】自助・共助・公助(P124)</p> <p>【図】仙台市東部地域の津波対策(P124)</p> <p>【コラム】仙台市の防災対策(P125)</p> <p>・仙台市は、復興を進めるとともに、2018年に「地域防災計画」の地震・津波災害対策の部分を改正しました。</p> <p>新しい防災計画では、自分自身で災害に備える「自助」と、町内会など地域で支え合う「共助」、国や地方公共団体が行う「公助」の三つを、災害対策の基本理念として掲げました。これらは「公助」には限界があり、行政と市民や地域社会とが、ともに災害に備えておくことが必要だとして、震災の経験を通して得た教訓に基づいたものです。</p> <p>市では、各家庭で、食料品や水を1週間分以上備蓄することをすすめています。また、町内会などと連携して、地域防災リーダーを養成し、地域版の避難所運営マニュアルの作成を支援することで、日常的な防災呼びかけをしています。さらに、小・中学校向けに、新しい防災教育の副読本を作成するなど、防災教育にも力を入れています。</p> <p>【コラム】復興を支え合うつながり(P125)</p> <p>・仙台市をはじめ、被災地の復興には、日本だけでなく、世界中からも支援が寄せられました。阪神・淡路大震災を経験した神戸市や新潟県中越地震を経験した新潟市をはじめ、多くの地方公共団体が被災地に職員を派遣しました。自衛隊も、人命救助や物資の輸送を中心に、大きな役割を果たしました。</p> <p>一方、仙台市も、東日本大震災の経験を生かして、熊本地震や2018年の西日本豪雨の被災地などに職員を派遣したり、物資を送ったりといった支援を行っています。</p> <p>【コラム】福島県の復興(P196)</p> <p>・福島県では、東日本大震災での福島第一原発の事故によって、今も多くの住民が避難を強いられ、風評被害に苦しむなど、多大な被害を受けています。国は、住民が安心して暮らせるように、放射線物質を取り除く除染などに取り組んでいます。こうした中、福島県は、県の「復興ビジョン」の中で、県内のエネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を高めることを計画しています。これによって県内の電力供給に占める費用を減らすとともに、エネルギーに関連する産業を育て、新しい雇用を生み出すことが期待されています。</p> <p>福島県の復興は、国民的な課題として、国を挙げて取り組んでいくことが求められています。</p>	<p>【写真】被災地でのボランティアをする中学生(P8)</p> <p>・災害に強いまちづくり(写真)被災地でのボランティアをする中学生(P8)</p> <p>【コラム】熊本の復興城主制度(P114)</p> <p>・2016年には、熊本地震からの復旧・復興を進めるために、特典を充実させた「復興城主制度」を設けました。</p> <p>【写真】たき出しをするボランティア(P117)</p> <p>【資料】大雪による野菜価格高騰を伝える新聞記事(P152)</p> <p>【写真】気候変動による干ばつの様子(P183)</p> <p>【資料】タイで発生した洪水を報じる新聞記事(P188)</p> <p>【本文】(P202)</p> <p>・気候変動で起こる干ばつといった自然災害など、さまざまです。</p>	<p>【表】持続可能な社会のために解決すべき課題(P8)</p> <p>・東日本大震災からの復興</p> <p>【本文】持続可能な社会の実現に向けて(P9)</p> <p>・近年でも、2011(平成23)年に発生した東日本大震災によって、持続可能な社会を実現するためには、防災やエネルギーなどの面で、多く解決すべき課題があることが明確になりました。</p> <p>【コラム】未来を創る中学生(P9)</p> <p>・宮城県女川町は、東日本大震災によって、町の中心部が津波にあり、町民約1万人に対し死者・行方不明者が827人、家屋全壊2924棟という大きな被害を受けました(2015年2月現在)。そのような中、女川町立女川第一中学校の生徒たちは、震災の直後から、地理の「身近な地域の調査」の授業で、「たけのこ」の絵を描くなど、支えられた暮らしを1000年後まで残すために向かっているかを話し合ってきました。そして導き出した結論が、「たけのこ」の絵を描くこと「大震災の経験を記録に残すこと」の三つでした。2012年7月、生徒たちは仙台市で開催された世界防災関係会議で、63か国の代表を前に、この防災対策を提案しました。生徒たちはその後も活動を続け、町長や町議会議員に防災対策を提案し、自分たちで集めた募金を元に、町内の津波の最高到達点に、震災の記憶を後世に伝える石碑を建立しました。被災地の中学生たちは今、現実と向き合い、未来を真っすぐ考え続けています。</p> <p>【写真】世界防災関係会議で発表する生徒、生徒たちが作った最初の石碑(P9)</p> <p>【本文】地域課題と私たち(P117)</p> <p>・日本は自然にめぐまれていて、常に地震などの自然災害の危険もかかっています。国や地方公共団体だけでなく、住民自身が助け合っって災害に備えることも重要です。東日本大震災などの被災地の復興においても忘れてはなりません。</p> <p>【コラム】仙台市の被害の状況(P124)</p> <p>・2011(平成23)年3月11日の午後2時46分、東北地方の三陸沖を震源とする、マグニチュード9.0の巨大地震が発生しました。東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)です。仙台市では宮城野区で震度6強を観測し、地震発生から約1時間後に、最初の津波が沿岸部に到達しました。市内の死者・行方不明者は931人、負傷者は2275人にも上ります(2018年3月現在)。家屋も約3万棟が全壊し、多くの人々が避難所での生活を強いられました。</p> <p>【コラム】復興への大きな課題(P125)</p> <p>・東日本大震災は、決して過去の出来事ではありません。いまだに7万人以上が全国で避難生活を続けています(2018年3月現在)。特に、福島第一原子力発電所の周辺には、現在でも一切立ち入りが許されず、自分の家に住めない「帰還困難地域」があります。一方、科学的に安全が証明されていないが、根拠のない風評被害で農林水産物が売れないという課題をかかえる人々もいます。</p> <p>また、東日本大震災の被災地では、仕事や家を求めて他の地域に移転する人が相次ぎ、急激に人口が減少した地方公共団体も見られます。</p> <p>単に「住める」という意味の「復旧」ではなく、持続可能な「生活ができる」という意味での「復興」を目指す、被災地の取り組みを継続的に支えていくことは、日本全体で取り組むべき、最も重要な課題の一つです。</p> <p>【写真】原子力発電所の除染(除汚)に向けた作業が続く福島第一原子力発電所、福島第一原子力発電所周辺の「帰還困難地域」、津波からの避難訓練(P125)</p> <p>【コラム】大槻町・女川町・浪江町の人口の変化(P125)</p> <p>・2011(平成23)年の東日本大震災では、原子力発電所の事故で、大量の放射性物質が放出されました。この事故によって、周辺住民が長期間の避難生活を強いられ、地域の産業が風評被害に悩まされるなど、多大な被害が出ています。また、原子力発電所には、発電後に残る放射性廃棄物の最終処分場をどこに設けるかという課題もあります。こうした状況を受けて、日本では電力の確保の在り方について、改めて議論が続いています。</p> <p>【写真】福島第一原子力発電所の事故を報じる新聞記事(P195)</p> <p>【コラム】原発事故の影響とエネルギー政策の転換(P196)</p> <p>・2011年の東日本大震災では、福島第一原発の事故によって、放射性物質が大量に排出され、多くの周辺の住民が避難を強いられました。また、事故の直後には、事前に予告された計画停電も行われました。その後、国内の全ての原発が発電を停止したこともあり、電力不足が大きな社会問題になりました。</p> <p>【コラム】福島県の復興(P196)</p> <p>・福島県では、東日本大震災での福島第一原発の事故によって、今も多くの住民が避難を強いられ、風評被害に苦しむなど、多大な被害を受けています。国は、住民が安心して暮らせるように、放射線物質を取り除く除染などに取り組んでいます。こうした中、福島県は、県の「復興ビジョン」の中で、県内のエネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を高めることを計画しています。これによって県内の電力供給に占める費用を減らすとともに、エネルギーに関連する産業を育て、新しい雇用を生み出すことが期待されています。</p> <p>福島県の復興は、国民的な課題として、国を挙げて取り組んでいくことが求められています。</p>	<p>【表】持続可能な社会のために解決すべき課題(P8)</p> <p>・東日本大震災からの復興</p> <p>【本文】持続可能な社会の実現に向けて(P9)</p> <p>・近年でも、2011(平成23)年に発生した東日本大震災によって、持続可能な社会を実現するためには、防災やエネルギーなどの面で、多く解決すべき課題があることが明確になりました。</p> <p>【コラム】未来を創る中学生(P9)</p> <p>・宮城県女川町は、東日本大震災によって、町の中心部が津波にあり、町民約1万人に対し死者・行方不明者が827人、家屋全壊2924棟という大きな被害を受けました(2015年2月現在)。そのような中、女川町立女川第一中学校の生徒たちは、震災の直後から、地理の「身近な地域の調査」の授業で、「たけのこ」の絵を描くなど、支えられた暮らしを1000年後まで残すために向かっているかを話し合ってきました。そして導き出した結論が、「たけのこ」の絵を描くこと「大震災の経験を記録に残すこと」の三つでした。2012年7月、生徒たちは仙台市で開催された世界防災関係会議で、63か国の代表を前に、この防災対策を提案しました。生徒たちはその後も活動を続け、町長や町議会議員に防災対策を提案し、自分たちで集めた募金を元に、町内の津波の最高到達点に、震災の記憶を後世に伝える石碑を建立しました。被災地の中学生たちは今、現実と向き合い、未来を真っすぐ考え続けています。</p> <p>【写真】世界防災関係会議で発表する生徒、生徒たちが作った最初の石碑(P9)</p> <p>【本文】地域課題と私たち(P117)</p> <p>・日本は自然にめぐまれていて、常に地震などの自然災害の危険もかかえています。国や地方公共団体だけでなく、住民自身が助け合っって災害に備えることも重要です。東日本大震災などの被災地の復興においても忘れてはなりません。</p> <p>【コラム】仙台市の被害の状況(P124)</p> <p>・2011(平成23)年3月11日の午後2時46分、東北地方の三陸沖を震源とする、マグニチュード9.0の巨大地震が発生しました。東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)です。仙台市では宮城野区で震度6強を観測し、地震発生から約1時間後に、最初の津波が沿岸部に到達しました。市内の死者・行方不明者は931人、負傷者は2275人にも上ります(2018年3月現在)。家屋も約3万棟が全壊し、多くの人々が避難所での生活を強いられました。</p> <p>【コラム】復興への大きな課題(P125)</p> <p>・東日本大震災は、決して過去の出来事ではありません。いまだに7万人以上が全国で避難生活を続けています(2018年3月現在)。特に、福島第一原子力発電所の周辺には、現在でも一切立ち入りが許されず、自分の家に住めない「帰還困難地域」があります。一方、科学的に安全が証明されていないが、根拠のない風評被害で農林水産物が売れないという課題をかかえる人々もいます。</p> <p>また、東日本大震災の被災地では、仕事や家を求めて他の地域に移転する人が相次ぎ、急激に人口が減少した地方公共団体も見られます。</p> <p>単に「住める」という意味の「復旧」ではなく、持続可能な「生活ができる」という意味での「復興」を目指す、被災地の取り組みを継続的に支えていくことは、日本全体で取り組むべき、最も重要な課題の一つです。</p> <p>【写真】原子力発電所の除染(除汚)に向けた作業が続く福島第一原子力発電所、福島第一原子力発電所周辺の「帰還困難地域」、津波からの避難訓練(P125)</p> <p>【コラム】大槻町・女川町・浪江町の人口の変化(P125)</p> <p>・2011(平成23)年の東日本大震災では、原子力発電所の事故で、大量の放射性物質が放出されました。この事故によって、周辺住民が長期間の避難生活を強いられ、地域の産業が風評被害に悩まされるなど、多大な被害が出ています。また、原子力発電所には、発電後に残る放射性廃棄物の最終処分場をどこに設けるかという課題もあります。こうした状況を受けて、日本では電力の確保の在り方について、改めて議論が続いています。</p> <p>【写真】福島第一原子力発電所の事故を報じる新聞記事(P195)</p> <p>【コラム】原発事故の影響とエネルギー政策の転換(P196)</p> <p>・2011年の東日本大震災では、福島第一原発の事故によって、放射性物質が大量に排出され、多くの周辺の住民が避難を強いられました。また、事故の直後には、事前に予告された計画停電も行われました。その後、国内の全ての原発が発電を停止したこともあり、電力不足が大きな社会問題になりました。</p> <p>【コラム】福島県の復興(P196)</p> <p>・福島県では、東日本大震災での福島第一原発の事故によって、今も多くの住民が避難を強いられ、風評被害に苦しむなど、多大な被害を受けています。国は、住民が安心して暮らせるように、放射線物質を取り除く除染などに取り組んでいます。こうした中、福島県は、県の「復興ビジョン」の中で、県内のエネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を高めることを計画しています。これによって県内の電力供給に占める費用を減らすとともに、エネルギーに関連する産業を育て、新しい雇用を生み出すことが期待されています。</p> <p>福島県の復興は、国民的な課題として、国を挙げて取り組んでいくことが求められています。</p>

「別紙2-8」 【 防災や、自然災害時における関係機関の役割等の扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

<p>防災や、自然災害時における関係機関(国・地方公共団体・自衛隊)の役割等の扱い</p>	<p>東日本大震災の扱い</p>	<p>その他の自然災害の扱い</p>
<p>【コラム】自衛隊の主な役割 (P73) ・「災害派遣等」大規模な災害時に、現地で救援や救助活動を行う。 【本文】(P73) 自衛隊は、国連の平和維持活動に派遣されるようになり、国内外の災害時の支援活動においても活躍しています。 【グラフ】自衛隊の役割として期待すること (P75) 災害派遣79.2%</p>	<p>【写真・コラム】地域の教訓を語り継ぐ「奇跡の集落」(P24) ・2011年3月に発生した大地震と大津波は、東日本を中心に多くの人々に被害をもたらしました。そうしたなか、岩手県大船渡市吉浜地区では、津波に被災した祖先の教えを受け継ぎ、低い土地に家を建てないよう高台に住宅を構え、低地で農業や漁業を営んできた吉浜地区のまちづくりは、三陸地方の沿岸部の将来像として構想されている、「職住分離」にもつながります。 「奇跡の集落」とよばれている吉浜地区では、これからも過去の教訓を後世に語り継いでいくために、地区の津波の歴史を劇にしています。明治・昭和・平成の三つの時代に地区を襲った津波の歴史を学び、それをもとに生徒たちが脚本をつくって演じています。 【写真・コラム】発足した復興庁 (P103) ・東日本大震災(福島第一原発事故も含む)からの復興に関する行政を中心に進める目的で、2012年に内閣に設置されました。本庁のほか、岩手、宮城、福島の三県に復興局と支所が、青森と茨城に事務所があります。震災から10年めを迎える、2020年度までの設置期限が設けられています。</p>	<p>【写真】最新の災害情報が届けられ、表示されたスマートフォン (P17) 【写真】災害情報が表示された「防災情報共有システム」の画面 (P17) 【コラム】(P18) ・NPO法人「多世代交流館になニーナ」は、中越地震(2004年)の経験から「心の復興」を目的として、子育てを子育て世代だけがになうのではなく、地域のさまざまな世代の人たちと、ともに育み合える場にしようと取り組んできました。多世代交流の活動は、中越地震を経験した母親たちによって、仮設住宅を再利用して行われるようになりました。子どもから高齢者まで、「世代を超えたつながりの場」が生まれています。 【写真】仮設住宅から始まった「になニーナ」の取り組み (P18)</p>
<p>【写真】山火事の消火にあたる防災ヘリコプター (P156)</p>	<p>【写真】事故後の福島第一原子力発電所 (P219) ・2011年の東日本大震災の際に、放出した大量の放射性物質が、大気中や海などに広がるなど、深刻な事故が発生しました。周囲20km圏内の住民が避難生活を余儀なくされ、現在も長期の避難をしている大勢の住民がいます。放射性物質から放出される放射線が、人体や環境に及ぼす影響への懸念は広がり、将来の原子力政策に不安の声もあがっています。 【本文】(P219) ・2011年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所(原発)の事故により、これまでの電力政策のあり方が大きく見直されるようになりました。</p>	<p>【写真】熊本地震の復興を願って行われた和太鼓の演奏 (P21) 【写真】熊本地震の復興を願って掲げられたこいのぼり (P22) 【写真】地震で崩れたレンガを撤去するボランティア (P36) 【写真】災害の被災地をご訪問される当時の天皇、皇后両陛下 (P45) 【写真】台風の影響で収穫前に落下したりんご (P164) 【写真】西日本を襲った豪雨で被害を受けた森林 (P220) ・この豪雨によって、200名以上の犠牲者が出る、大災害となりました。</p>

「別紙 2-8」 【 防災や、自然災害時における関係機関の役割等の扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	防災や、自然災害時における関係機関 (国・地方公共団体・自衛隊) の役割等の扱い	東日本大震災の扱い	その他の自然災害の扱い
<p>発行国</p>	<p>【コラム】AIを減災に活用 (P4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIは防災や、災害の被害を減らす減災の在り方にも変化をもたらしています。 <p>【写真】防災備蓄倉庫 (P17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に備えて、消防や救出活動に必要なものや、非常食、生活用品などが備蓄されています。 <p>【本文】 (P40)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊は、日本に対する武力攻撃への対応のほか、大災害への対応や、国際的な海賊対策、国連PKOへの参加、他国の軍事活動の後方支援などを任務とします。 <p>【本文】 (P98)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地方公共団体は、将来にわたって持続可能なまちを目指して、子育ての支援や高齢者向けの福祉を充実させたり、防災や減災に取り組んだりすることによって、住民がいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めることが求められています。 <p>【本文】 (P177・178)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際連合は、人権の推進、地球環境問題や保健衛生状況の改善、貧困対策、軍縮 (軍縮)、さらには自然災害への救援や防災など、多岐にわたり国際協調を実現させ、持続可能な開発目標 (SDGs) の実現を図っています。 <p>【本文】 (P186)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日米両国はミサイルや侵略行為から日本の領域を防衛することに加え、太平洋からインド洋に至る広範な地域で、自然災害発生時の救援や紛争防止、経済発展のため協力しています。 <p>【本文】 (P186)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、救助や医療にあたる国際緊急援助隊が派遣されています。 <p>【写真】 地震で被災した人の健康状態を検査する日本の国際緊急援助隊 (P186)</p> <p>【資料】 日本が参加した主なPKO活動 (ハイチ地震の被災者支援) (P186)</p> <p>【資料】 災害からモルディブを守った日本のODA (P210)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2004年に発生したスマトラ沖地震による津波でモルディブは大きな被害を受けたが、写真のマレ島は、日本のODAで建設された護岸によって守られた。これは、国際的な協調の重要性を示す例の一つとして知られている。 	<p>【年表】自衛隊の歩み (P40)</p> <p>(東日本大震災の復旧・復興支援)</p> <p>【本文】 (P96)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災以降、防災やまちづくりへの住民参加がますます求められるようになってきています。 	<p>【写真】タイの洪水で被害を受けた日本の自動車企業の工場 (P6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイで起きた洪水によって部品の出荷ができなくなり、日本の企業は影響を受けました。 <p>【資料】大規模災害を想定した避難訓練 (P141)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民だけでなく、鉄道会社の社員も参加するなど、行政と協力して行われました。大規模災害の際に従業員の安全を確保し、被災者の救援に協力することでも企業の社会的責任です。

発行者	防災や、自然災害時における関係機関（国・地方公共団体・自衛隊）の役割等の扱い	東日本大震災の扱い	その他の自然災害の扱い
<p>【コラム】(P96・97) 地域の助け合い―共助― ・災害とは、町内会や消防団といった自主的な防災組織、企業などを含めた地域のコミュニティで助け合うことでもだいたいです。 また、被災した人たちの手を少しでも助けてあげたいと、全国からお金や生活用品や食べ物の言葉が寄せられます。善意は遠く外国からも届きます。避難所では困難なくしらのなかでたがいに助け合ひ、支え合う絆が生れます。みんなが自発的に助け合ひ、災害を乗り越えていこうとすることは、「共助」とよばれています。</p> <p>国や地方自治体による支え―公助― ・国や地方自治体も大きな役割を果たします。破壊された道路、橋、港、病院、公共施設などを復旧し、地域のくらしを支えるのは国や自治体本来の仕事です。日本国憲法は第13条で「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めています。</p> <p>災害によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が妨げられると、政府は災害の被害から国民を守るために最大限の防災対策を行わなければならないと、今日では「防災」という言葉の代わりに「減災」という言葉が多く用いられるようになりました。災害による被害を完全に防止することはできないけれども、災害被害を軽くすることではできないと考えられています。そして実際に災害が起きてしまっただけで、政府が対策をとるべき法律に基づいて、被災者が幸福追求権を取り戻すことができればよいようにすることも国や地方自治体の大きな役割です。このように政府や自治体が被災地域の復興に努力することを「公助」といいます。</p> <p>【コラム】災害時における行政の連携 (P97) ・近年の被災時の救助活動や被災後の復興の過程では、国と地域の行政や公務員は大きな役割を果たしています。また、被災地以外の地方公共団体からの協力や国との連携による、被災地への支援も盛んに行われていっています。現在も周辺の地方公共団体との連携や、企業や教育機関との協力も進んでいます。大災害が起これば、行政や公務員の多くも被災するので、こうした協力も行政サービスを続けるには大切な取り組みです。</p> <p>【写真】中学生の「防災小説」を元にした演劇 (P97)</p> <p>【写真】学校での防災教育 (P97)</p> <p>【写真】災害時の応援協定 (P97)</p> <p>【写真】避難所を訪問するくまモン (P109) ・熊本地震の避難所の訪問など、県民を元気づけ、県民の誇りになっていきます。こうしたご当地キャラクターは、まちおこしや広報を目的に、地方の歴史や名産品などに基づいて日本各地でつくられています。</p> <p>【写真】親軍に牌がいのある人々のための防災マップ (P214) ・防災拠点等を点字や凹凸のある点や線で示したマップです。災害時に行政の支援が牌がいのある人には届きにくいことが課題とされています。</p>	<p>【コラム】(P97) ・自助、共助、公助のしくみが合わさって、災害に強いくらしや地域が形成されています。東日本大震災では、津波は雷吉市を守るためにきずかれた高さ10メートルの巨大な防潮堤をこえて、水が内陸深くにまで流れこみました。災害に強いまちをつくるには、コンクリートでまちの周囲を固めるだけでは不十分です。人間の知識や経験を伝えるほどの自然の力を受けても、人々が自分で行動して命を守り、一致協力してこわれたまちの復興につくし、政府もその努力を後おしして、よりよいまちをつくることです。いう復元する力をそなえた社会をつくるのが、真に、災害に強いくらしや地域をつくることの意味なのです。</p> <p>【コラム】津波直前の中学生の行動 (P96) 東日本大震災の津波がおそったとき、釜石市の中学校の副校長先生は、生徒たちに「避難所に走れ」と指示し、先生もみんな同じように避難所に走りました。そのうち、その避難場所のそばの道がくずれそうなことに気づいた中学生が、もっと高いところへ上りようとして逃げかきました。中学生が大事で走っているのを見たと近くの小学校の児童も、高台に上りました。その直後、学校は津波にのみまれ、元の避難所も水がふさがってしまった。結局、てんでんこの教えを学んでいた生徒たちのすばやい行動が「釜石の奇跡」を生んだのです。釜石市では、全児童生徒約3000人のうち、99.8%の子どもたちが助かりました。</p> <p>【コラム】てんでんこの教え―自助― (P96) 東北地方の三陸海岸は、過去いく度となく津波におそわれ、そのたびに大ぜいの人々の命が失われ家が破壊されるなど、大きな被害を受けてきました。そうしていったことが「てんでんこ」という言い伝えです。これは、津波が来たら、他人をかわまず、てんでんに一生懸命に助けなさいという意味です。いざとなったら、友達や家族でさえかえりみず、自分の命は自分で守りなさいという教えは、自分さえ助ければ他の人はどうなってもよいという利己主義的な考え方に聞こえます。</p> <p>しかし、そうではありません。かつて「家」が大事にされていた時代には、家族のうち一人でも助かれば、「家」はたえずに存続し、そして今日、この言い伝えは、新しい意味をふきこまれています。津波が来た時にはどう避難するのかを、普段からしつかり頭に入れておいて、いざというときには一人一人が率先して高台に上る。それを知っている家族は、学校にいる子どもたちばかりでなく、自分たちの避難を考えなくてはならないと信じて、自分たちの身に自分を守ることを、「自助」といいます。</p> <p>【写真】東日本大震災で被災した人をご訪問される天皇陛下と皇后陛下 (P43)</p> <p>【写真】津波の被害 (P96)</p> <p>【写真】日本中から集まったボランティアと援助物資 (P96)</p> <p>【写真】校外学習に使われていたバスをおくる (P96)</p> <p>【地図】浸水範囲と生徒たちの避難コース (P96)</p> <p>【レポート課題例】災害にそなえるには (P214) 東日本大震災のあと、被災した地域には国から復興のための予算が配分されました。しかし、予算の使い道がすぐに決まらず、復興がなかなか進まなかった地域もあります。例えば、百年に一度の規模の津波にも対応できる防潮堤をつくる考えと、景観や漁業への影響を考慮し、防潮堤をつくらない考えで対立が起きたまちはありますか。どのような復興を行うかも大切ですが、お金をどのように使うかの考えを考えると、どのような復興を行うかも大切だと思います。</p> <p>東日本大震災では、想定をこえる被害が出たことで、「完全な防災」は不可能なことがわかりました。そこで、被害をあらかじめ想定して、どのように対処するの考えを「減災」の考え方が重要になります。</p> <p>【レポート課題例】東日本大震災 (P214) ・被災地の農林水産業の復興 ・被災地の人口減少問題</p> <p>【写真】建設が進む防潮堤 (P214)</p>	<p>【写真】洪水で浸水する自動車工場 (P127)</p> <p>【資料】洪水の影響で自動車の生産が止まったことを報じる新聞記事 (P127)</p> <p>【写真】高潮で冠水したベネチア (P179)</p> <p>【写真】地震の影響で商品がなくなつたコンビニエンスストア (P214)</p> <p>【レポート課題例】防災・減災の視点 (P214) ・自助の視点 (家族の防災に関する取り決め、災害時の行動) ・共助の視点 (ボランティア、地域、学校の取り組み)</p> <p>【レポート課題例】地理や歴史の視点 (P214) ・日本の危険な自然災害 ・防災マップづくり ・津波被害の碑の調査など、昔の伝承</p> <p>【レポート課題例】世界の視点 (P214) ・災害時の海外と日本のおたがいの協力と援助</p>	

発行者	防災や、自然災害時における関係機関 (国・地方公共団体・自衛隊) の役割等の扱い	東日本大震災の扱い	その他の自然災害の扱い
<p>【本文】 (P 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界で未曾有の自然災害が発生していますが、国民を災害から守る「災害対策」でも、AIが大いに役に立っています。全国に設置した多くのセンサーが、常に種々のデータを送出しています。地震の発生直後には、集められたビッグデータを人のように自ら考え事前学習したAIが、津波到達の時間と区域を予測します。それと連動したスーパーコンピュータが超高速計算し、「津波浸水予測区域図」をリアルタイムに「見える化」し報道します。それにより、人々の避難行動を正確に促したり、被害を未然に防ぐようになってきています。 【本文】 (P 83) <ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の主な任務はわが国の防衛、治安維持、災害などが発生した際の救援活動、国際平和活動の4つです。 【本文】 (P 193) <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災などの自然災害における救助活動など、国民の生命と財産を守る活動にも挺身し、これに対し多くの国民が共感と信頼を寄せています。 【コラム】 地方自治と防災 (P 116・117) <ul style="list-style-type: none"> 震災をはじめ台風、豪雨、火山の爆発など大きな自然災害が起きると、自衛隊や近隣地域の消防隊、警察などが住民の救済のため派遣される。しかし、発生直後に住民を避難誘導したり、助けたりするのは、地元市町村や消防職員の大きな務めだ。 自然災害の多い日本では、1人でも多くの住民の命と財産を守ることは、地方自治体にとって、最大とされている。特についていくか予測がむずかしい地震や、それにもなる津波に対しては、どれだけ早く住民に正確な情報を伝え、安全な場所に避難させるかが、カギとなる。そのため、各市町村では、都道府県や国とも協議しながら、事前に避難場所の設定から誘導の仕方など綿密に計画を立てる。また、自衛隊の派遣の要請のタイミングなども検討している。災害が襲われても、被害を少しでも小さくするために大小河川の改修や、堤防の強化、建物の耐震化など社会基盤の整備も進められている。 むろん、災害が起きた後の復旧も自治体の大きな仕事だが、これには都道府県や国の援助も不可欠だ。 被害をこれだけ大きくした要因は、避難誘導の遅れにもあった。台風が襲ったのは土曜日の夜だった。当時の土曜日は午前中だけ働く「半ドン」が普通で、名古屋市など多くの自治体でも職員は帰宅した。このため想像を上回る伊勢湾台風襲来時に、市町村は避難命令どころか、正確な情報すら住民に知らせることができなかった。また住民の命を守るための防潮堤もほとんど役に立たなかったことがわかった。 今、どんな災害時も比較的迅速に避難命令や勧告が行われるシステムができたのも、こうした大災害の教訓によるものだ。また政府も伊勢湾台風の後、「治水事業十カ年計画」をたて、防潮堤の整備などにあたった。(P 117) 【写真】 捜索活動 (P 83) 【写真】 ヘリによる被災者空輸 (P 83) 【資料】 統合災害情報システム D i M A P S (P 4) <ul style="list-style-type: none"> 気象庁の地震分布や津波情報に、国交省の通行止め道路情報、鉄道やフェリーの運行、土砂災害、河川の被害、ヘリの空撮画像などの情報を、国交省が一元的に集め地図上で「見える化」し被害対策を行うシステム 	<p>【本文】 (P 114)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2011(平成23)年に発生した東日本大震災によって被害を受けた地方自治体には、国を挙げての復興支援が行われています。 【本文】 (P 203) <ul style="list-style-type: none"> わが国は、原子力発電や新エネルギーの導入拡大に努めてきましたが、2011年の東日本大震災にともないうる原子力発電所の事故は、エネルギー問題について改めて深刻な問題をつくりました。 【コラム】 地方自治と防災 (P 116・117) <ul style="list-style-type: none"> 2011(平成23)年3月11日午後、東日本大震災に襲われた直後、宮城県南三陸町の危機管理課に動いていた遠藤未希さん(当時24歳)は、防災対策庁舎にある放送室に飛び込んだ。 「6m強の津波が予想されます」「早く逃げて下さい」。遠藤さんは防災無線のマイクをにぎりしめ、町民に避難をよびかけ続けた。多くの住民は放送を聞いて高台に逃げた。ところが予想をはるかに上回る巨大な津波は防災庁舎をのみこみ、遠藤さんも命を落とす。その尊い犠牲が町の人々を救ったのだ。 みずからの身にも危険がともなう仕事で、東日本大震災のときには、遠藤さんだけでなく、多くの地方自治体の職員や消防職員、警察官らが犠牲となり、町長が津波に流されなくなったという町もあった。 東日本大震災のように、想定をはるかに上回る大災害に襲われる可能性は否定できない。警報などが出たときには、すでに避難が困難になっていたケースもある。 【写真】 町おこしと観光 (P 115) <ul style="list-style-type: none"> 三陸鉄道が東日本大震災での被害から2014(平成26)年4月に完全復旧して、全国からの観光客を運んでいる。 【写真】 東日本大震災 (P 117) 【写真】 福島第1原子力発電所の事故 (P 202) <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電は、発電時にCO₂を排出せず、日本の電力量の約30%を担っていたが、安全性や放射性廃棄物の処理などの課題があり、東日本大震災による事故以来、原子力発電所のほとんどは止められている。 【年表】 戦後日本を襲った主な自然災害 (P 117) 【脚注】 (P 114) <ul style="list-style-type: none"> 被災地の地方自治体には、復興支援のため、あらたに震災復興特別交付税の配分や国庫支出金の増額などが行われている。 	<p>【コラム】 大災害被災地へ両陛下のお見舞い (P 68)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本は地震や台風などの災害が多いが、深刻な災害にあった地域への天皇皇后両陛下のお見舞いは、被災者の心を慰め、復興にむけての励ましとなり、被災者は大きな勇気を与えられている。 【コラム】 (P 117) <ul style="list-style-type: none"> 宅地開発にともなう局地的大水害も増えている。大都市で交通機関が全面ストップし、帰宅困難者が多数でるなど、都市化による新たな難問にも対応を迫られている。私たちも国や地方自治体任せではなく、みずから被害を最小限にとどめるための日ごろの準備が必要である。 【写真】 吹き出しをするボランティア (P 29) 【写真】 倒壊した家屋の周囲に集まる住民たち (P 29) <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害では、地域住民同士の助け合いが大きな力を発揮した。救援活動が本格化する前に、地域の人々が協力して多くの人命を救助するなど、あらためて地域コミュニティの大切さが明らかになった。 【写真】 阪神・淡路大震災 (P 117) 【年表】 戦後日本を襲った主な自然災害 (P 117) 	

<p>発行者</p>	<p>防災や、自然災害時における関係機関（国・地方公共団体・自衛隊）の役割等の扱い</p>	<p>【コラム】(P14・15)</p> <p>情報と災害 ・現代社会では、新聞やテレビなどのマスメディアは情報を多くの人に伝える上で大きな役割を果たします。大規模災害の発生においても、多くの人は情報を収集するのにテレビやラジオを活用します。一方で、被災地に情報が入りにくく、被災者からの情報が伝わらなるといわれています。そこで、いかに被災状況や避難状況についてのきめ細かい情報収集や発信を行うかが重要であり、その伝え方が課題となつていきました。多くの自治体では事前にメールアドレスを登録しておけば、津波到達予想時刻、避難勧告の対象地域、避難所の場所などの情報をメールで一斉に送信する独自のサービスを提供しています。電話も安否確認のため、しかし、行内のICＴ環境が被災し、公式ウェブページからの中継発信ができなくなるといわれています。</p> <p>気象情報と減災 ・近年は、短時間で局所的に多量の雨が降る集中豪雨や、大型台風による災害が増加傾向にあります。膨大かつ多種多様なビッグデータを組み合わせた分析をA.I.の活用により、予想の精度は格段に高まっています。常に情報が更新され、災害リスクに関連するデータをリアルタイムで扱うことができることで、どこに、どのようなリスクがあり、どう対策をとるべきかの素早い対応が可能になります。</p> <p>しかし、2018（平成30）年の西日本豪雨では、住民の避難が遅れ、多くの犠牲、被害が発生しました。情報の送り手と受け手が、いかに、危機感を共有するかが大きな課題になりました。</p> <p>グローバルに発信し、地域で活動する ・世界に目を転じると、毎日のように信じられないような多くの子どもたちが災害の影響を受けています。毎年、世界中で1億7500万人もの子どもたちが災害の影響を受けています。いまや世界中の国々では、多くの子どもたちがグローバルな防災意識が大切であると感じ始めています。この計画を仙台防災枠組といえます。</p> <p>「自分たちにはできないことは何か」を考えて、家族や学校、中学生も、地域で「どのような災害の可能性があるのか」を調べ、安全な場所にするための力を発揮することが大切です。子どもや若者、高齢者など世代を巻き込み、「誰一人取り残さない」防災の取り組みを進めることが大切です。こうした地域の活動の成果を、情報として地球規模で発信し、積み上げていくことが、「グローバルに考え、地域で活動する」ことにつながっていくのです。</p>
<p>東日本大震災の扱い</p>	<p>【コラム】(P14・15)</p> <p>SNSの活用 ・2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災の際には、ツイッターなどのソーシャル・ネットワークやフェイスブック、YouTubeやブログなどのサービス（SNS）が活用されました。リアルタイムで情報発信が双方向で行われ、安否確認情報、ボランティアや物資のマッチングなどの被害者支援情報が、効果的に伝わるなど、これまでにない新しい取り組みが数多く生まれました。</p> <p>以前からツイッターなどの情報発信の準備を進めていた自治体では、職員が自らの携帯電話で大津波警報や警戒情報などを発信し住民へ避難を呼びかけました。一方で、高齢者など情報端末の利用に慣れない人もおり、情報が十分に届かない可能性もあります。細による情報配布するなどの配慮も必要です。</p> <p>SNSで発信される情報の中には、事実と異なる情報や、適切な活用が求められ、可能な限り公的機関の公式情報も確認するなど、適切な活用が求められます。</p> <p>異例の天皇陛下下でのビデオ放送 ・特に東日本大震災では、福島原発事故も発生し、ネット上には不安をあおる情報があふれました。この大惨事で、発生から5日後の3月16日、天皇陛下（現上皇陛下）はビデオ映像で異例の言葉を発表されました。</p> <p>陛下下では、震災の被害や原発の状況が予断を許さないこと、多くの被災者が厳しい避難生活を送っていることに触れ、また、自衛隊や地方自治体の人々を始め、救援活動に携わる人々の労をねぎらっていました。そして、「被害者のこれからの苦難の日々を、私たち皆が、様々な形で少しでも多く分かち合っていくことが大切である」と思い、「国民一人ひとりが、被災した各地域の上にご心配りも長く心を寄せ、被災者と共にそれぞれの地域の復興の道の手を見守り続けていくことを心より願っています。」と国民に呼びかけられました。当時の特使長だった川島裕さんは、「象徴とばかりはこのように役割もあつたのかと思つた」と言っています。「未曾有の国難の時、自らの国民に見せ、言葉伝えて、動揺を鎮める、落ち着かせる」天皇陛下のおことばに、被災者と国民は励まされました。</p> <p>【写真】東日本大震災についておことばを寄せられた天皇陛下（現上皇陛下）（2011年3月16日）</p> <p>【写真】東日本大震災の被災地で体験談を聞く第3回国連防災会議の外国人参加者たち（宮城県名取市、2015年）（P15）</p> <p>【写真】東日本大震災の義援金を募る横浜中華街の人々（神奈川県横浜）（P22）</p> <p>・江戸時代の幕末、1859年に横浜の港が開かれた頃から、中国の広東などから大勢の人が来日し、次第に中華街が形成されました。</p> <p>【写真】洗濯をする母親を手伝う小学生（岩手県大船渡市、2011年）（P26）</p> <p>・東日本大震災で被災し、家が空襲したため、井戸水をくみ上げて洗濯を行いました。</p> <p>【写真】「津波の教え」と刻まれた石碑（宮城県気仙沼市、2012年）（P28）</p> <p>・「子どもたちに津波の教訓をしっかりと学んでほしい」という地元住民の希望で小学校の敷地に設置されました。石碑は愛媛県今治市の石材業者が無償で加工しました。</p> <p>【写真】東日本大震災発生翌日、ボランティアなどを手に給水の列に並ぶ大勢の人たち（福島県郡山市、2011年）（P32）</p> <p>【写真】皇太子ご夫妻時代に東日本大震災で被災した宮城県山元町の避難所を訪れ、被災者に声をかけられる天皇皇后両陛下（2011年）（P43）</p> <p>・2011年の東日本大震災により観光地として大きな打撃を受けました。地元住民が震災からの復興に奮闘するなか、作品の舞台が大洗町に決定し、そこから制作側と地元との協力関係が生まれまし</p> <p>【写真】東日本大震災の復興支援の特別塗装機と東北6県のご当地キャラクターら（2013年）（P130）</p> <p>【本文】(P176・177)</p> <p>・2011年3月の東日本大震災の際に起きた福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質による深刻な被害をもたらしました。</p>	<p>【本文】(P12・13)</p> <p>日本では、地震や津波、火山の噴火、台風や洪水、大雪などの自然災害がしばしば起こり、首都圏下地帯や東海・東南海・南海地震の可能性も指摘されています。そこで、膨大なデータを分析して、災害を予測する研究が進められてきました。</p> <p>【本文】(P27)</p> <p>・私たちは、頻発する自然災害などに備えるために、家族の大切さとその画面に気づかされてきました。</p> <p>【資料】2016（平成28）年の熊本地震発生時に収集した情報と役に立った手段（P14）</p> <p>【写真】2018年に起こつた大阪北部地震で水運管が破断して穴が開いた道路（大阪府高槻市）（P107）</p> <p>・最大20万人が断水の被害を受けました。老朽化した設備の更新や耐震化が課題となっています。</p>
<p>その他の自然災害の扱い</p>	<p>【本文】(P12・13)</p> <p>日本では、地震や津波、火山の噴火、台風や洪水、大雪などの自然災害がしばしば起こり、首都圏下地帯や東海・東南海・南海地震の可能性も指摘されています。そこで、膨大なデータを分析して、災害を予測する研究が進められてきました。</p> <p>【本文】(P27)</p> <p>・私たちは、頻発する自然災害などに備えるために、家族の大切さとその画面に気づかされてきました。</p> <p>【資料】2016（平成28）年の熊本地震発生時に収集した情報と役に立った手段（P14）</p> <p>【写真】2018年に起こつた大阪北部地震で水運管が破断して穴が開いた道路（大阪府高槻市）（P107）</p> <p>・最大20万人が断水の被害を受けました。老朽化した設備の更新や耐震化が課題となっています。</p>	<p>【地図】M9.1の南海トラフ地震を想定した和歌山県広川町のハザードマップ（2015年）（P15）</p> <p>【写真】東日本大震災で被災者を救助する自衛隊員（宮城県多賀城市）</p> <p>・自衛隊の救援活動により、約1万9000人の被災者が救出されました。</p> <p>【写真】ハイチ地震で医療活動を行う自衛隊員（ハイチ、2010年）（P49）</p> <p>【本文】(P107)</p> <p>・災害に備えて地方公共団体は、災害対策基本法に基づき、日ごろから防災計画の作成や実施、住民の自発的な防災活動の促進、交通や情報通信などに対する防災対策、避難場所の確保、災害情報の収集、防災教育などを行っています。災害が発生したときには、災害対策本部を設置し、首長が本部長として指揮監督を行います。</p> <p>【コラム】国民を守る防災・減災（P151）</p> <p>・2011（平成23）年に起こった東日本大震災を受けて、大規模な災害による被害の拡大を防ぐため、広く社会資本整備を進めることを盛り込んだ「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が2013年に成立しました。この法律は、「人命の保護」「国家と社会の機能の維持」「国民の財産と公共施設の被害の最小化」「迅速な復旧・復興」の四つを基本目標としています。</p> <p>2015年には、第3回国連防災世界会議が仙台で開催され、採択された「仙台防災枠組2015-2030」に沿って、世界中であらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理に対応していくことが確認されました。また、災害時に国の中枢機能が失われないよう、に、エネルギーや交通の通途な一極集中を避け、鉄道や高速道路などの交通動脈の代替ルートを整備することなどにより、地方での総合的な災害リスク管理に貢献する体制を整えるなどの危機管理システムを構築することも必要です。</p> <p>さらに、政府が迅速な避難や人命救助のための体制や情報通信の整備を進め、地域での防災教育の充実を図っています。NP Oとの協働も盛んになっています。</p> <p>【写真】噴出した御嶽山で負傷者を救助する陸上自衛隊員ら（2014年）（P151）</p> <p>・長野県と岐阜県の県境にある御嶽山が噴火し、登山客に多数の死傷者が出ました。</p> <p>【本文】(P171)</p> <p>・2015年に仙台で開催された第3回国連防災世界会議では、今後の日本の防災基本方針となる「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、防災・復興に関する日本の進んだ知見、技術を活かして国際社会に一層貢献していく姿勢を示しました。</p>

発行者 一次エネルギーや再生可能エネルギーについて取り上げている項目	そのうち、原子力発電についての記述の概要
資源・エネルギー問題	<p>【本文】(P195)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本では、電力の確保が重要な課題です。原子力発電は、海外から燃料を安定して供給でき、少ない燃料で多くの電気を得られ、発電時に二酸化炭素を排出しないという利点があります。しかし、2011(平成23)年の東日本大震災では、原子力発電所の事故で、大量の放射性物質が放出されました。この事故によって、周辺住民が長期間の避難生活を強いられ、地元産業が風評被害にやまやまされたりするなど、多大な被害が出ています。また、原子力発電には、発電後に残る放射性廃棄物の最終処分場をどこに設けるかという課題もあります。こうした状況を受けて、日本では電力の確保の在り方について、改めて議論が起こっています。
東 書	<p>【コラム】原発事故の影響とエネルギー政策の見直し(P196)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011年の東日本大震災では、福島第一原発の事故によって、放射性物質が大量に排出され、多くの周辺の住民が避難を強いられました。また、事故の直後には、事前に予告する「計画停電」も行われました。その後、国内の全ての原発が発電を停止したこともあり、電力不足が大きな社会問題になりました。
これからの日本のエネルギーを考える	<p>【コラム】福島の復興(P196)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県では、東日本大震災での福島第一原発の事故によって、今も多くの住民が避難を強いられ、風評被害に苦しむなど、多大な被害を受けています。国は、住民が安心して暮らせるように、放射性物質を取り除く除染などに取り組みます。 <p>【コラム】世界のエネルギー政策(P197)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発の事故は、世界のエネルギー政策にも大きな影響をあたえました。ドイツは、国内の原子力発電を段階的に廃止する「脱原発」の方針を決定しました。オーストリアやイタリア、ベルギー、スイスといった国々も同様の決定をしています。これに対して、発電量の約73%を原子力発電が占めるフランスは、引き続き原子力発電を維持しながら、割合を減らす方針を発表しています。原子力発電での発電量が世界最大のアメリカは、原子力発電の維持を表明し、原発の増設を進めています。また、経済成長にともなっていく必要としている中国やインドなどの新興国も、原発を増設する方針を打ちだしています。 <p>【資料】主な発電方法の利点と課題(P197)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利点 電力供給が大量で安定的。燃料を安定的に供給でき、くり返し利用できる（日本では未実施）。温室効果ガスを排出しない。 ・課題 事故の被害が大きい。放射性廃棄物の最終処分場が決まっていない。立地が臨海部に限定される。
東 書	<p>【コラム】戦後日本のエネルギー政策(P196)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電については、1963年に日本初の原子力発電所(原発)が運転を開始し、1974年の「電源三法」の制定によって急速に拡大しました。2010年の段階では、原子力発電が、日本のエネルギー供給の約11%をしめていました。

発行者 一次エネルギーや再生可能エネルギーについて取り上げている項目	一次エネルギーや再生可能エネルギーについて取り上げている項目	そのうち、原子力発電についての記述の概要
教 出 これからの資源 ・エネルギー	【本文】 (P 218 ・ 219) ・原子力発電は、少量のウランから多くのエネルギーを得ることができ、発電の際の二酸化炭素の発生量が少ないので、温暖化防止対策への期待も寄せられ、総発電量の約3割を占めるまでに拡大しました。しかし、2011年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所 (原発) の事故により、これまでの電力政策のあり方が大きく見直されるようになりました。 【写真】 事故後の福島第一原子力発電所 (P 219) ・2011年の東日本大震災の際に、放出した大量の放射性物質が、大気中や海などに広がるなど、深刻な事故が発生しました。周囲20km圏内の住民が避難生活を余儀なくされ、現在も長期の避難をしている大勢の住民がいます。放射性物質から放出される放射線が、人体や環境に及ぼす影響への懸念は広がり、将来の原子力政策に不安の声もあがっています。 【脚注】 (P 219) ・原子力発電を将来的にゼロにすることが可能になったことがわかりました。普及や拡大に、大きな期待が寄せられています。 【コラム】 核のゴミはどこへ (P 219) ・日本では、使用済み核燃料 (核のゴミ) を処理して、再び燃料として使用する再処理計画の下で、原子力発電は進められてきました。しかし計画は遅れていて、日本には核のゴミが増え続けています。燃料として利用できない核のゴミは、安全に処分する必要があります。その処分場の候補地も決まっていらないか、原子力発電所の再稼働は始まっています。将来の世代のために、今をどうしたらよいか、私たちは考える必要があります。	【本文】 (P 194) ・原子力発電の説明、原子力発電の問題点、福島第一原発事故以降の日本の現状、今後の可能性について 【写真】 福島第一原子力発電所の解体に向けた作業 (P 194) 【資料】 主な国の発電量の割合 (P 194)
帝国 資源・エネルギー問題 地球環境問題、資源・エネルギー問題の解決に向けて	資源・エネルギー問題	【本文】 (P 194) ・原子力発電の説明、原子力発電の問題点、福島第一原発事故以降の日本の現状、今後の可能性について 【写真】 福島第一原子力発電所の解体に向けた作業 (P 194) 【資料】 主な国の発電量の割合 (P 194)

発行者 一次エネルギーや再生可能エネルギーについて取り上げている項目	そのうち、原子力発電についての記述の概要
<p>持続可能な社会と私たち</p> <p>限りある資源とエネルギー</p>	<p>【本文】（P203）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災までは約3割の発電割合であった。 ・二酸化炭素排出量が火力発電より少ない。他方、放射性廃棄物の処理問題がある。 ・事故により、生活に大きな影響が生じた。全国すべての原発は停止した。安全性の確保が課題。 <p>【写真】事故当時の福島第一原子力発電所（P203）</p> <p>【資料】発電方式の特徴と発電費用（P203）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料の中で、原子力発電の発電費用や二酸化炭素の排出量について記載している。それぞれの長短を踏まえ、持続可能性の視点で考える。
<p>地球温暖化に対する政策について考えよう</p>	<p>【コラム】（P208）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス削減の政策例として、再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、原子力発電所の再稼働をすすめる。 ・他国との協調を優先する政策例として、原子力発電所の廃止をめざしている。
<p>私たちの課題 —持続可能な社会をめざして—</p>	

発行者	一次エネルギーや再生可能エネルギーについて取り上げている項目	そのうち、原子力発電についての記述の概要
	豊かな社会と生産性の向上	
	貿易と為替相場	
	環境保全と私たちの責任	
	海をめぐる国益の衝突	
自由社	エネルギーと資源の未来	<p>【写真】福島第1原子力発電所の事故 (P 202)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所は、発電時にCO₂を排出せず、日本の電力量の約30%を担っていたが、安全性や放射性廃棄物の処理などの課題があり、東日本大震災による事故以来、原子力発電所のほとんどは止められている。 <p>【資料】エネルギー資源・鉱物資源から消費へ (P 203)</p> <p>【本文】 (P 203)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このためわが国は、原子力発電や新エネルギーの導入拡大に努めてきましたが、2011年の東日本大震災にともなう原子力発電所の事故は、エネルギー問題について改めて深刻な問題をつきつけました。
育鵬社	国際平和協力活動への取り組み	
	地球環境問題と国際協力	
	地球規模の環境問題	
	情報と大規模災害 資源・エネルギー問題	<p>【コラム】異例の天皇陛下のビデオ放送 (P 14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陛下は、震災の被害や原発の状況が予断を許さないこと、多くの被災者が厳しい避難生活を送っていることに触れ、また、自衛隊や地方自治体の人々を始め、救援活動に携わる人々の労をねぎらいました。 <p>【本文】 (P 176～177)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電は放射性物質をあっつかうことについて不安がある一方で、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど出さず、原料となるウランをくり返し利用することで大きなエネルギー源となってきた。しかし、2011年3月の東日本大震災の際に起きた福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質による深刻な被害をもたらした。この事故は世界各国の原子力発電のあり方に影響をあたえ、各国でエネルギー政策全体を見直す議論が活発化しています。私たちは今回の事故を教訓として、原子力への依存をできるだけ減らしつつ、放射性廃棄物の処理や、環境に負荷の少ない化石燃料技術などの開発について国際協力を進め、積極的に取り組んでいかなければなりません。

「別紙2-10」 【 オリンピック・パラリンピックの扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	扱い方 (本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の内容 (全文)
東 書	コラム (P36)	オリンピック・パラリンピック と日本の心	<p>オリンピック・パラリンピックを「TOMOTEMASHI」の心で ・2020年、夏季オリンピック・パラリンピックが東京で開催されます。2013年の、開催地を決める最終投票直前のプレゼンテーションでは、日本の心として「TOMOTEMASHI (おもてなし)」という言葉が紹介され、流行語にもなりました。オリンピック・パラリンピック開催期間中には、訪日する多くの外国人に、通訳などのボランティアスタッフが対応し、日本のおもてなしの心が世界に発信されるでしょう。一方、東京都を中心に、道路標識などに英語表記や路線番号、ピクトグラム (絵記号) を加えることで、外国人にも分かりやすくする改善も行われています。</p>
	コラム (P36)		<p>オリンピック・パラリンピックと日本の文化 ・オリンピック・パラリンピックは、世界規模のスポーツ競技会であると同時に、さまざまな国の文化が世界中に発信される機会でもあります。オリンピックの競技の中にも、例えば日本で生まれた柔道や空手のように、日本の文化が国際社会に広がった例も数多くあります。開催国全体で一丸となって進められる、外国人をむかえる準備や、開催中の競技や観戦などを通じて、さまざまな国の文化を理解し、交流が進むことで、国際平和につながることも期待されているのです。</p>
	コラム (P36)		<p>オリンピック・パラリンピックで伝えたい日本の心 ・オリンピック・パラリンピックの閉会式では、次の開催都市への引きつぎ式と、その都市を紹介するショーが行われます。2016年のリオデジャネイロオリンピックの閉会式では、東京を紹介するショーの最初に、ワールドに世界各国の言語で「ありがとう」の文字が映し出されました。これは、東日本大震災での、世界各国の支援に感謝する気持ちを伝えるものでした。「おもてなし」だけでなく、「おかげさま」「もったいない」という、感謝やものを大切にすることを大切にしていくことが期待されています。</p>
	写真 (P36)		英語表記やピクトグラムによって改善された道路標識
	写真 (P36)		リオデジャネイロオリンピックでの柔道競技
	写真 (P36)		リオデジャネイロオリンピックの閉会式
	写真 (P190)		ブラジルのリオデジャネイロで開催されたオリンピック
	写真 (P200)		オリンピックの施設に立てられた臺標
	写真 (P51)		パラリンピックの競技について小学校で説明するマセソン美季さん
	コラム (P51)		マセソン美季さんは、小学1年生の時に不慮の事故に合い、車いすでの生活が始まりました。その後、1998年の長野パラリンピックに、アイススレッジ (氷上そり) スピードレースの日本代表として出場し、金3個、銀1個のメダルを獲得して、日本のパラリンピアンの先駆者となりました。引退後は、パラリンピックの普及に努めています。
教 出	写真 (P138)	さまざまな企業	<ul style="list-style-type: none"> ・共同で製作した車いすバスケットボール用の車いす ・大田区の企業が開発したキャスター (左) とクランプ (右)
	コラム (P138)		<ul style="list-style-type: none"> ・東京都大田区の中小企業10社と岐阜県10社の車いすメーカーが、車いすバスケットボール用の車いすを製作しました。2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催もあって、大田区内のものづくりの技術を生かそうという試みです。「キャスター (車輪)」と、金属フレームをつなぐ「クランプ」の部分を開発し、軽量化と操作性、強度の向上に成功しました。新しい車いすは、激しい競技のなかでも選手から高い評価を得ています。
帝 国	写真 (P195)	国際社会を構成する国 安全をおびやかすもの	オリンピックの表彰式で掲げられる国旗 (2016年 ブラジル・リオデジャネイロ)
	写真 (P213)		リオオリンピックの会場と、その奥の負しい人たちが暮らす地域 (2016年 ブラジル)
帝 国	写真 (P10)	私たちの生活と文化	東京オリンピック開会式の様子 ・スポーツは私たちが心身共に健康で豊かな生活を送るうえで大切です。「平和の祭典」ともいわれるオリンピックは、開会式では開催国の文化を紹介するパフォーマンスも行われることもあります。
	写真 (P158)		建設中の新国立競技場 ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックで使用されます。
	写真 (P173)		ピョンチャンオリンピックで優勝し、「日の丸」を掲げて喜ぶチームバシュエートの選手たち ・表彰式ではメダリストの国旗が掲げられ、優勝者の国歌が演奏されます。

「別紙2-10」 【 オリンピック・パラリンピックの扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	扱い方 (本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の内容 (全文)
	写真 (P171)	環境保全の担い手としての政府	都市鉱山で2020東京オリンピックのメダルを作る取り組み
	写真 (P180)		
日 文	資料 (P192・193)	国家と国際関係	・エンブレム ・ホストタウンの例 ・温泉マーク
	コラム (P192・193)		東京2020オリンピック・パラリンピック大会
自由社	写真 (P192・193)	家族愛・愛郷心から愛国心へ	・オリンピックのバドミントン競技 ・マスコット ・車椅子バスケットボール体験 ・特別支援学校でのコンサート ・オリンピックスタジアム
	本文 (P30)		オリンピックで日本の選手が活躍した時などうれしくなるのは、愛国心の自然な表れといえるでしょう。
育鵬社	写真 (P31)	国家と国際関係	2018 (平成30) 年、ピョンチャンオリンピックで金メダルを獲得したフィギュアスケートの羽生結弦選手 (右) と銀メダルを獲得した宇野昌磨選手 (左)
	写真 (P166)		1964 (昭和39) 年の東京オリンピック開会式
育鵬社	写真 (P2)	「公民」について	リオデジャネイロオリンピック開会式
	写真 (P161)		リオデジャネイロパラリンピックで国旗を掲げて応援する観客たち (ブラジル、2016年)
育鵬社	写真 (P181)	私たちと国際社会の諸課題	2020年東京オリンピック、パラリンピックの「都市鉱山からつくる! みんなのメダルプロジェクト」の取り組み ・不用の携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電を回収し、抽出されたリサイクル金属がメダル製造に使われました。
	写真 (P181)		オリンピック表彰式での国旗掲揚の様子 (ブラジル、2016年) ・他国の選手も国旗に敬意を払います。

発行者	ア 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた工夫	イ ユニバーサルデザインの視点	ウ デジタルコンテンツの扱い
東書	<ul style="list-style-type: none"> ・コラムとして、学習を深めるためにグループで行う作業や活動を取り上げている「みんなでチャレンジ」を設けている。 ・コラムとして、学習内容をより詳しく説明したり、関連した内容を紹介したりしている「もっとと公民」を設けている。 ・考察し、学習を深めるために、「見方・考え方」のコーナーを設けている。 ・他分野、他教科との関連を図った学習にマークを示すことで、一つの事象を多面的・多角的に考察できるようにしている。 ・巻頭、巻末に、「持続可能な社会の実現に向けて」を取り上げ、その実現に向けて、生徒が具体的に現代社会における課題を見だし、その解決策をレポートにまとめ発表することを目的とした「より良い社会を目指して」という最終章を設けている。(P213～218) 	<ul style="list-style-type: none"> ・拙図やグラフではカラーバリエーションに配慮するとともに、読み取りやすいゴシック体の振り仮名を採用するなど、色覚特性がある生徒や、小さな文字が読みにくい生徒などへの配慮をしている。 ・より多くの人に読みやすく理解しやすいことを目的に開発された書体、「ユニバーサルデザイン・フォント」を使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「Dマーク」を付け、専用ウェブページに収録し、教師や生徒が自由に活用できるようにしている。 ・二次元コードやURLで接続できるウェブページでシミュレーションを体験したり、他分野(地理・歴史)、他教科の教科書の関連する紙面を閲覧できるようにしている。
教出	<ul style="list-style-type: none"> ・コラムとして、学習内容から興味や関心を広げるためや個人やグループでの活動を通じて身に付けたい技能、表現力を養うための「公民の聲」と、学習内容を更に深めるための「クリップ」を設けている。 ・テーマ学習のページとして、表現活動が中心の「言葉で伝え合おう」と、読み深める活動が中心の「読んで深く考えよう」を設けている。 ・生徒が、持続可能な未来を築くという視点から課題を見だし、その課題解決に向けて探求するため、巻末には「持続可能な未来を築く人々」として写真等を示し、終章では「私たちが築く社会を築く」としてまとめや対話をする単元を設けている。(P227～234) ・「見方・考え方」のマークで、その章で意識したいことを示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人に読みやすく理解しやすいことを目的に開発された書体、「ユニバーサルデザイン・フォント」を使用している。 ・より多くの生徒にとって読み取りやすい配色・デザインを採用し、「カラーユニバーサルデザイン」を使用している。 等が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各章のはじめに二次元コードを示し、そこから接続できるウェブサイトで学習に役立つ情報を閲覧できるようにしている。 ・「公民にアプローチャ～メディアを活用しよう」の中にインターネットの活用方法や活用の際の注意点が説明されている。
帝国	<ul style="list-style-type: none"> ・「対話的な学びのための」コラムでは、学習内容に関連した人物へのインタビューやSDGsの関連項目が示されている。「深い学びのために」では、課題についての見方・考え方を動かせるためにテーマを設定している。 ・「その他」では、学習するうえで必要な基礎的な技能や実社会の動きを記している。 ・「アクティブ公民」を設け、さまざまな立場で合意形成を目指す議論を促しており、アクティブラーニングに資するものである。 ・持続可能な社会の実現に向けて、生徒が社会科の学習を振り返ってテーマを設定し、そこから見出した課題について調べ、レポートを作成、発表することを目的とした「課題の探求」という最終章を設けている。(P203～210) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育やユニバーサルデザインの観点からグラフや地図等の資料において、色覚に特性のある生徒でも識別しやすい色を使う配慮がされている。 ・文字は見やすく、読み間違えにくい「ユニバーサルデザイン・フォント」を使用している。 等が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次元コードが、「大項目の最初」「各章の最初」「振り返り」「コラム」等に掲載されている。アクセスすると、動画や知識を確保する問題の解答を閲覧でき、自宅学習を支援している。
日文	<ul style="list-style-type: none"> ・本文ページでは、「見方・考え方」コーナーを設け、学習課題の手がかりとしている。 ・特設ページとして、学習内容を掘り下げるための「公民+α」「シンキングマーク」と、理解を深めるための作業学習を示した「アクティビティ」を設けている。 ・コラムとして、学習内容に関する事例問題を示した「チャレンジ公民」や、社会参画への手がかりを示した「明日に向かって」などを設けている。 ・持続可能な社会の実現に向けて、生徒が現代社会における課題を見だし、具体的な解決策を考え、レポートにまとめ発表することを目的とした「私たちの課題」という最終章を設けている。(P212～220) ・巻末に、高校「公民」とのつながりを記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育・カラーユニバーサルデザインの観点から、大内進氏(国立特別支援教育総合研究所)による校閲が行われている。振り仮名には、読み取りやすいゴシック体を採用している。 ・より多くの人に読みやすく理解しやすいことを目的に開発された書体、「ユニバーサルデザイン・フォント」を使用している。 ・ユニバーサルデザインの製品を写真で紹介している。(P49) 等が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルマークを示し、ウェブページにあるデジタル資料を活用して、学習を深めることができる。
自由社	<ul style="list-style-type: none"> ・コラムとして、公民の重要な言葉や事柄を学習するためのヒントを示した「ミニ知識」を設けており、語句の理解や他分野との学習の関連付けが期待できる。 ・特設ページとして、考えることにより学習内容を更に深めることができる「もっと知りたい」を設けている。 ・「やってみよう」や「アクティブ」に深めよう」で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けてワークシートが設定されており、生徒の現在や将来に関連するテーマなどを教科書に直接書き込んで学習ができる。 ・「持続可能な社会の実現」など現代社会で起きている問題の中から、生徒が課題を見だし、調べたことや自分の考えを卒業論文としてまとめるため、「課題の探求」という活動を終末単元に設けている。(P214～224) 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要語句をゴシック体の太字にしており、より多くの生徒にとって読みやすいよう配慮している。 等が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世論調査の種類について、インターネットを使って調べてみよう」とある。(P92) ・レポートや卒業論文をつくる際に、インターネットを活用してみよう」とある。(P215)
育鵬社	<ul style="list-style-type: none"> ・特設ページとして、地域参画などの学習活動を提示した「やってみよう」を設けている。 ・コラムとして、学習内容を理解を深めるための資料を掲載した「学習を深めよう」を設けている。 ・生徒が、持続可能な社会をつくるための課題を設定し、内閣総理大臣としてその解決策をプレゼンテーションやレポートにまとめ発表することを目的とした「より良い社会を目指して」という最終章を設けている。(P203～P209) 	<ul style="list-style-type: none"> ・図版は、色覚特性を踏まえて、判別しやすい色の使用や表示の工夫(カラーバリエーションへの配慮)を行い、ふりがなにはゴシック体を用いた小さな文字が読み取りにくい生徒も読みやすいように配慮している。 等が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・領土問題に関する状況について、「外務省のウェブページ」で調べてみよう」とあり、具体的に「学習に役立つ」ウェブページへの指示がある。(P188、189)